

足摺宇和海国立公園（足摺地域）

管 理 計 画 書

平成 11 年 3 月

山陽四国地区国立公園・野生生物事務所

目 次

第 1 足摺宇和海国立公園管理計画区設定方針	1
1 足摺宇和海国立公園管理計画作成方針	1
2 管理計画区区分方針	1
3 足摺地域管理計画区の概要	2
4 社会的背景	3
5 足摺宇和海国立公園足摺地域の指定及び計画の経緯	3
6 公園計画	4
第 2 管理の基本の方針	7
1 管理方針	7
2 保全対象と保全方針	7
第 3 風致景観の管理に関する事項	13
1 許可、届出等取扱方針	13
2 公園事業取扱方針	22
第 4 地域の開発整備に関する事項	31
1 各地区の利用形態及び整備方針	31
2 一般公共事業との調整	34
第 5 土地及び事業施設の管理に関する事項	35
1 国有財産の管理	35
2 公園事業施設の管理	35
3 交付公債制度等による買上げ地の管理	35
第 6 利用者の指導等に関する事項	36
1 自然解説に関する事項	36
2 利用の規制	36
第 7 地域の美化修景に関する事項	38
1 美化清掃	38
2 オニヒトデ等駆除	38
3 野立広告物の取扱い	39
第 8 各種団体との連携に関する事項	40
1瀬戸内海国立公園等連絡会議	40
2 足摺宇和海国立公園連絡会議	40
3 清掃団体	40

第1 足摺宇和海国立公園管理計画区設定方針

第9 その他	42
別紙1 特定地域における特定行為の認定一覧表	43
別紙2 修景緑化指針	45
別紙3 足摺宇和海国立公園内マリーナの取扱方針	46
別紙4 足摺宇和海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立取扱上の留意事項	47
別紙5 危険木伐採及び側溝等の整備方針に関する確認事項	48
別紙6 現状維持区間	55
別紙7 交付公債制度による特定民有地等買上実績表	58
別紙8 高知県自然保護基金による土地取得実績表	61
別紙9 足摺岬交通規制	64
追補1 参考資料	
○修景緑化樹種一覧	65
○許認可申請ルート	72
追補2 参考事項	
(1) 管理計画検討会名簿	73
(2) 作成経緯及び検討経緯	73

1 足摺宇和海国立公園管理計画作成方針

本国立公園（昭和47年指定）は、四国西南部の高知県土佐清水市から愛媛県東宇和郡宇和町に至る一帯の海岸部と、沖合の島しょ及び内陸部の篠山、滑床、法華津崎地区を含む地域である。南部の足摺地域は、隆起海岸の豪壮な断崖が連なる男性的な風景を特色とし、北部の宇和海地域は、沈降海岸の纖細な入り江と島しょ景観がくり広がる女性的な風景が特色である。

これらの地域は、高温多雨な気候と黒潮の影響を受けて、温帯～暖帯～亜熱帯の豊富な植物相をもち、海域には石サンゴや熱帯魚の群生する美しい海中景観が見られる等、変化に富んだ多彩な自然が展開する。

また、公園計画の改訂については、足摺地域が昭和54年に再検討を終え、平成7年に足摺地域の点検と、宇和海地域の再検討を実施している。

以上のことから、管理計画の作成に当たっては、足摺地域及び宇和海地域ごとに地域の特性に即した現地管理を行うため、関係行政機関及び学識経験者の意見を踏まえ、その取扱方針を明確にし、現地管理の指針とする。

2 管理計画区区分方針

本国立公園を二分する景観構成及び公園管理の実態等を勘案し、行政区画を主体に次のとおり管理計画を区分する。

なお、篠山地区は、その一部が宿毛市に属するが位置及び利用性から宇和海地域管理計画区に含める。

地域名	県名	市町村名
足摺地域	高知県	宿毛市、土佐清水市、幡多郡大月町
宇和海地域	愛媛県	宇和島市、東宇和郡宇和町、北宇和郡吉田町、広見町、松野町、津島町、南宇和郡内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町
	高知県	宿毛市（篠山地区）

3 足摺地域管理計画区の概要

本管理計画の地域の概要は、次のとおりである。

(1) 地形・地質

本公園の地形は、東は隆起海岸、西はリアス式沈降海岸からなる。東は在岬から足摺岬を経て竜串まで海岸段丘が発達し、西は大小の曲折に富み、叶崎、大堂海岸、柏島、沖の島等の島、岬及び岩礁群に恵まれ、変化に富んだ海岸景観を呈している。

これらの海岸段丘や沈降山地の外洋に接する部分は海食を受けて、足摺岬、大堂海岸、沖の島南部海岸等に見られるような海食景観となっている。

本公園の地質は、足摺岬地区、柏島半島の一部及び沖の島地区の花崗岩を除き、大半は中世代及び第三紀に属する砂岩、頁岩から構成されており、岩質や層理に応じた風食や海食を受け竜串等に見られる奇勝を発達させている。また、足摺岬、白瀬、大堂海岸等の花崗岩地帯では方状節理が海食を受け特色ある岩石海岸景観を呈している。

(2) 植生

本公園は、四国西南部に位置し、黒潮の影響を受け、比較的高温多雨の気象条件を有しており、植生は暖帯特有のヤブツバキクラス域のうち、シイ、タブノキ林域に属する植生型が支配的である。地域内にはクロマツの造林地その他二次林も見られるが、沿岸部一帯にはかなり暖帶性の自然林が見られる。クロマツ、スタジイ、タブノキ、カシ類等が高木層をなし、中～低木層にはタイミニタチバナ、ヤブツバキ、ウバメガシ、トベラ、ハマヒサカキ、マルバシャリンバイ等が主体となる。

その他亜熱帯植生のアコウ帯を見るべきビロウ、クワズイモ、リュウビンタイ、アコウ等が沖の島、足摺岬、蒲葵島、姫島等に見られる。

(3) 野生生物

陸生動物としては大堂山一帯のニホンザル群に特色があり、海鳥類では蒲葵島のオオミズナギドリをはじめ、ウミウ等見るべきものが多い。

(4) 海中景観

温暖な黒潮の影響により沿岸一帯には各種の造礁サンゴ、熱帯魚等海洋生物に恵まれ、その海中景観は美しく特に土佐清水市の竜串地区、大月町の樅西地区、尻貝地区、勤崎地区、宿毛市の姫島、水島、三ノ瀬島、室瀬の各地区が優れている。

(5) 利用の現況

本地域の利用形態は、岬めぐり、海岸景観の探勝、海水浴、キャンプ、スノーケリング（スキューバ）、お寺参拝（四国巡礼・38番札所）等通年利用がなされている。

4 社会的背景

(1) 土地所有別面積

(単位：ha)

国有林	公有地	私有地	合計
1, 773	596	3, 573	5, 942

(2) 産業

漁業が中心となっている。

5 足摺宇和海国立公園足摺地域の指定及び計画の経緯

昭和27年 9月 9日	自然公園審議会にて、「渭南海岸」が自然公園候補地として答申される。
昭和29年 8月 24日	国定公園候補地として選定される。
昭和30年 4月 1日	足摺国定公園に指定される。
昭和39年 3月 3日	愛媛県側（宇和海地区及び滑床地区）が追加される。
昭和45年 7月 1日	竜串地区において海中公園地区が指定される。
昭和46年 1月 22日	竜串地区において海中公園地区が追加指定される。
昭和46年 11月 19日	自然公園審議会にて国立公園候補地として答申される。
昭和47年 11月 10日 環境庁告示第105～108号	足摺宇和海国立公園に指定される。樅西、沖ノ島に海中公園地区が指定される。
昭和54年 12月 14日 環境庁告示第 71～73号	公園区域及び公園計画の変更（再検討）
昭和56年 7月 11日 環境庁告示第 58号	公園計画の一部変更（四国自然歩道線道路（歩道））
平成 7年 8月 21日 環境庁告示第 53～58号	公園区域及び公園計画の変更（点検）

6 公園計画

(1) 保護計画

(単位 : h a)

地域地区 市町名	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域)	海中公 園地区
	特保	第1種	第2種	第3種	小計			
宿毛市	198	33	143	552	926	318	1,244	36.3
土佐清水市	174	311	1,533	1,547	3,565	11	3,576	21.9
大月町	335	205	306	253	1,099	23	1,122	35.5
合計	707	549	1,982	2,352	5,590	352	5,942	93.7

(2) 利用計画一覧

利用計画名	事業名
竜串集団施設地区 (土佐清水市)	竜串園地、竜串宿舎、竜串休憩所、 竜串駐車場、竜串係留施設、竜串博物 展示施設
足摺岬集団施設地区 (土佐清水市)	足摺岬園地、足摺岬宿舎、足摺岬植物 園
園地	竜頭山園地(宿毛市) 烏帽子崎園地(宿毛市) 妹背山園地(宿毛市) 白岩岬園地(宿毛市) 櫛ヶ鼻園地(宿毛市) 布園地(土佐清水市) 大岐海岸園地(土佐清水市) 窪津崎園地(土佐清水市) 白皇園地(土佐清水市) スポノ口鼻園地(土佐清水市) 白瀬園地(土佐清水市)

注) () : 事業地

——— : 事業執行中

利用計画名	事業名
園地	大柴山園地(土佐清水市) 尾浦崎園地(土佐清水市) 松崎園地(土佐清水市) 見残園地(土佐清水市) 叶崎園地(土佐清水市) 朴崎園地(大月町) 赤泊園地(大月町) 周防形園地(大月町) 古満目園地(大月町) 大堂山園地(大月町) 柏島園地(大月町) 唐人駄場園地(土佐清水市) 樅西園地(大月町)
宿舎	大岐海岸宿舎(土佐清水市) スポノ口鼻宿舎(土佐清水市) 白瀬宿舎(土佐清水市) 尾浦崎宿舎(土佐清水市) 周防形宿舎(大月町)
野営場	白瀬野営場(土佐清水市) 尾浦崎野営場(土佐清水市) 周防形野営場(大月町) 観音岩野営場(大月町) 大岐野営場(土佐清水市) 唐人駄場野営場(土佐清水市) 樅西野営場(大月町)
水泳場	下ノ加江水泳場(土佐清水市) 大岐海岸水泳場(土佐清水市) 周防形水泳場(大月町) うどの浜水泳場(宿毛市) 樅西水泳場(大月町) 柏島水泳場(大月町)

注) () : 事業地

——— : 事業執行中

第2 管理の基本の方針

1 管理方針

本管理計画区は、足摺岬、見残、竜串、大堂、柏島、沖の島等からなる自然性豊かな区域で、黒潮が洗う断崖景観が続く海岸部は、ウバメガシ、ヤブツバキ等の照葉樹林に広く覆われ、沿岸には竜串、櫻西、尻貝、勤崎、沖の島の海中公園地区が指定されている等変化に富んだ、優れた景観をもった区域である。一方、漁業を中心とする生活、産業行為が公園の随所に見られ、道路、漁港等の基盤整備も盛んである。

公園利用者数は、1,761千人（「平成7年自然公園等利用者数調」（環境庁自然保護局））である。

以上の状況を踏まえ、本管理計画の管理方針を次のとおり定める。

- (1) 自然景観の保護を基本に、調和のとれた公園整備を図る。
- (2) この地域の景観を代表する断崖と、これらを覆う海岸性の照葉樹林及び貴重なサンゴ景観を有する海中公園地区は、厳正に保護する。
- (3) 公園道路の整備に当たっては、景観の保全に十分配意すると共に、利用の快適性を確保することに努める。
- (4) 自然とのふれあいや野外学習を公園利用の柱とし、ビジターセンター、自然観察路、園地、野営場等の整備とその利用を図る。
- (5) 住民の生活圏と公園区域が重なっている実情から、生活に不可欠な行為については、取扱いに配意する。

2 保全対象と保全方針

特色のある風致景観及び特色のある地形地質等、特にその保全を図るべき対象は以下のとおりである。

別図（保全対象地図）

保全対象	概要	保全方針
1 大岐海岸の砂浜 と海岸林	足摺地域随一の広大な砂浜は、背後地の海岸林と一緒に美しい海岸景観をつくり出している。 (第2種特別地域)	砂浜及び海岸林が構成される海岸景観の保全のため、不法投棄防止を図るとともに清掃に努める。

利用計画名	事業名
駐車場	柏島駐車場（大月町）
道路（車道）	沖ノ島循環線（宿毛市） 間崎布堂ヶ谷線（土佐清水市） 国道321号線（土佐清水市・大月町） 足摺岬公園線（土佐清水市） 足摺公園線（土佐清水市） 白皇白碧線（土佐清水市） 尾浦崎線（土佐清水市） 見残線（土佐清水市） 月灘海岸線（大月町） 柏島二ッ石線（大月町） 一切安満地線（大月町） 足摺岬線（土佐清水市） 白碧線（土佐清水市）
道路（歩道）	鳥帽子崎妹背山線（宿毛市） 櫛ヶ鼻線（宿毛市） 鵜来島線（宿毛市） 白皇山線（土佐清水市） 赤泊線（大月町） 柏島線（大月町） 四国自然歩道線（土佐清水市、大月町 、愛媛県宇和町、吉田町） 篠山登山道線（宿毛市、愛媛県津島町 、一本松町）
船舶運送施設	竜串海中公園線船舶運送施設 (土佐清水市) 櫻西海中公園線船舶運送施設 (大月町)
係留施設	見残係留施設（土佐清水市） 周防形係留施設（大月町）

注) () : 事業地

——— : 事業執行中

保全対象	概要	保全方針
2 窪津崎の風衝樹形	ウバメガシ、トベラ、ハマヒカキ、マルバシャリ、ンバイなどの低木樹種が風衝樹形を示し、特異な景観をつくり出している。 (第2・第3種特別地域)	厳しい自然条件に適応している植物についての解説案内板を設置するとともに、現存植生の保全を図る。
3 津呂の生垣景観	ツバキ、マサキ、ハマヒカキを使用した防風生垣が見事に発達し、美しい郷土景観をつくっている。 (第3種特別地域)	地域住民の理解を求め、郷土景観の維持に努める。
4 白皇山のヤッコソウ、ツチトリモチ自生地	シイノキやハイノキ属の照葉樹の根に寄生するヤッコソウやツチトリモチの大きな群落が見られる。 (第2種特別地域)	違法採取や踏みつけを防止するため、自生地の歩道沿いに柵を設ける。
5 足摺岬ヤブツバキ林	岬先端のヤブツバキ優占林が足摺岬を代表する植生景観をつくり出している。 (特別保護地区・第1種特別地域)	ヤブツバキがメダケに被圧されている場所については、メダケを除去し、ヤブツバキ優占林の維持を図る。 メダケの除去に当たっては、防風、土壤の崩壊・流出防止等メダケが果たす役割を十分に配慮する。
6 唐人駄場遺跡	縄文時代の貴重な遺跡。 (第2、第3種特別地域)	花崗岩の巨石が連なる周辺の林地を含めた一帯の保全と修景を図る。
7 松崎の海食台地	典型的な海岸段丘で、発達した段丘面がはっきり観察できる。 (第1、第2種特別地域)	海岸線から海岸段丘斜面又は、崖線の改変を避け、景観の維持を図る。 台地上の土地利用については、極力現状の維持を図る。

保全対象	概要	保全方針
8 落窓海岸の単斜構造と化石漣痕	国道から観察できる位置にあり、学術的にも貴重である。 (第2種特別地域)	単斜構造と化石漣痕の発達した場所においては、改変を避ける。
9 余立のウバメガシ林	片粕～歯朶浦間の海岸線にはトベラやマサキを混えた見事なウバメガシ林が発達している。 (第1種特別地域)	海岸性の優れた植生景観を厳正に保護する。
10 沖の島集落の千棚・石垣景観	母島・古屋野・弘瀬などの集落に見られる家々の千棚・石垣景観は、沖の島の風土を象徴する貴重な景観である。 (普通地域)	地域住民の理解と協力を求め、貴重な郷土景観の維持に努める。
11 亜熱帯性植物	各地に自生するアコウ、ビロウ、リュウビンタイ、クワズイモ等の亜熱帯性植物は、暖帯海洋性の気象を特色付ける貴重な植生である。	亜熱帯性植物の生育環境の保全及び保護増殖に努める。
12 海域のサンゴ景観	竜串、櫻西、尻貝、勤崎、沖の島にある13ヶ所の海中公園地区を中心に、イシサンゴや熱帯魚が生息する見事な海中景観が見られる。(海中公園地区等)	海中景観の厳正な保護を図る。 レジャーボート、ヨット、遊漁船等の乗り入れ抑制の協力を求め、アンカーによる海中景観の損傷やまき餌等による海水汚濁の防止に努める。 養殖漁業によって貴重な海中景観を損なうことがないよう関係者の理解、協力を得られるよう努める。 これらの海域に接する陸域は、土砂の流入、汚水防止の措置を講

保全対象	概要	保全方針
		<p>する。</p> <p>サンゴ景観を破壊するオニヒトデ等は駆除する。</p>

足摺地域管理計画区

保全対象地

1. 大岐海岸の砂丘と海岸林	5. 足摺岬ヤブツバキ林	9. 余立のウバメガシ林
2. 篠津崎の風衝樹形	6. 唐人駄場遺跡	10. 沖の島集落の干棚・石垣景観
3. 津呂の生垣景観	7. 松崎の海食台地	11. 亜熱帯性植物
4. 白皇山のヤツコソウ、ツチトリモチ自生地	8. 落窪海岸の単斜構造と化石漣痕	12. 海域のサンゴ景観

足摺地域（高知県）

5, 942 ha

公園区域（海域含む）

事務所所在地

管理計画区分図



第3 風致景観の管理に関する事項

1 許可、届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」（平成6年9月30日環自計第173号・環自国第538号）、「国立公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針について」（昭和49年11月20日環自企第570号）及び「特定地域における特定行為の認定（別紙1）」（平成4年6月8日環自国第280号）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

（1）特別地域

行為の種類	地区	取扱方針
1 工作物 （1）建築物	全域	<p>①基本方針</p> <p>主要展望地及び海上の観光船やフェリー等の航路からの眺望の対象に支障を与えないよう留意し、地形改変の著しい稜線上及び急傾斜地を避けるものとする。</p> <p>また、風致景観を損なうことなく自然公園的雰囲気をかもし出すよう、できる限り木材を使用するものとする。</p> <p>②デザイン</p> <p>奇抜なデザインは用いず、自然公園にふさわしい落ち着いた外観意匠とする。</p> <p>（1）屋根の形状</p> <p>原則として切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根とする。</p> <p>なお、屋根の勾配は10分の3以上とするが、著しく急勾配とならないものとする。</p> <p>（2）屋根の色彩</p> <p>赤茶色、こげ茶色（着色処理をしていない銅板葺を含む。）、暗緑色（緑青の付いた銅板葺を含む。）、暗灰色又は黒色とする。</p> <p>（3）外壁の色彩</p> <p>木材等の自然の素材を使用できない場合は、乳白色系、ベージュ色系、グレー色系、茶色系とし、屋根の色彩との調和を図る。</p> <p>③修景綠化方法</p>

行為の種類	地区	取扱方針
(2) 道路	全域	<p>別紙2「修景緑化指針」によるものとする。</p> <p>①基本方針 地形の改変が少ない線形とし、支障木の伐採を極力少なくし、風致景観上の影響を軽減するよう努める。</p> <p>②法面処理方法 永続性のある植生による緑化を原則とする。理想的には、潜在自然植生等地域の風致景観に調和した樹林の形成による緑化が望ましい。ただし、樹林の形成が困難な場合は、郷土種を主体とした低木や草本による緑化を検討するものとする。 また、法面安定のため法枠工等の構造物を併用する場合は、枠内を低木や草本により緑化するものとする。 なお、モルタル吹付は、交通安全上、代替工法による施工ができない場合にのみに用いることとし、法面はできる限りつる性植物等により緑化を行うものとする。</p> <p>(1) 落石防護柵及び落石防護ネット 暗灰色（亜鉛メッキ仕上げ）のものを使用するか、又はこげ茶色に塗装する。</p> <p>(2) 擁壁 できる限り自然石又は木材を用いるものとするが、やむを得ずコンクリートブロック積又はコンクリート擁壁とする場合は、自然石に模した表面仕上げとする。 ただし、公園利用者から見えない場所にあっては、この限りでない。</p> <p>(3) 交通安全柵 極力、ガードケーブル（暗灰色（亜鉛メッキ仕上げ））、ガードパイプ（暗灰色（亜鉛メッキ仕上げ）、こげ茶色）又は擬木（こげ茶色）を用いる。</p> <p>④廃道敷及び工事跡地の整理</p>

行為の種類	地区	取扱方針
(3) 鉄塔、アンテナ	全域	<p>改良工事等に伴い生じた廃道敷部分及び工事跡地は、風致の保護上支障のないよう整理するものとする。</p> <p>⑤残土処理 原則として国立公園外に搬出するものとする。 やむを得ず国立公園内で処理する場合は、風致上の支障がなく、かつ、災害を誘発するおそれのない場所とする。</p> <p>⑥修景緑化方法 別紙2「修景緑化指針」によるものとする。</p>
(4) 電柱	全域	<p>①基本方針 主要展望地及び海上の観光船やフェリー等の航路からの眺望の対象に著しく支障を与えないよう留意し、地形改変の著しい稜線上及び急傾斜地を避けるものとする。 なお、新築の場合は、その必要性、場所の選定、風致景観上の支障について事前に十分な検討を行うものとし、設置を認める場合は、主要展望対象地及び主要展望方向の風致景観を阻害する位置には設けないものとする。</p> <p>②色彩 主要展望地から眺望した場合に稜線をこえないものは、こげ茶色系とし、稜線をこえるものは、暗灰色系（亜鉛メッキ仕上げ）とする。 なお、航空障害対策は塗色でなく、標識灯の設置によるものとする。</p> <p>③基本方針 主要展望地及び海上の観光船やフェリー等の航路からの眺望の対象に支障を与えないよう留意し、地形改変の著しい稜線上及び急傾斜地を避けるものとする。 なお、新設の場合は、その必要性、場所の選定、</p>

行為の種類	地区	取扱方針
		<p>風致景観上の支障について事前に十分な検討を行うものとし、設置を認める場合は、主要展望対象地及び主要展望方向の風致景観を阻害する位置には設けないものとする。</p> <p>なお、次の区間は、今後とも現状を維持する。</p> <p>(1) 足摺スカイライン 新たな電柱は道路沿線に設けない。</p> <p>(2) 国道321号線の下ノ加江～大岐間、片粕～松崎区間は、新たに道路敷に柱を建柱せず現路線のままでする。</p> <p>②色彩 原則として、コンクリート柱は素材色、鋼管柱は暗灰色（亜鉛メッキ仕上げ）とする。 ただし、周囲の既存の電柱との色彩の調和を図ることが必要な場合、特に風致景観の保護上周囲の状況と調和させる必要がある場合は、こげ茶色に塗装するものとする。</p> <p>③共架 電力線と電話線が平行する場合の電線路は、原則として共架とする。</p> <p>④地下埋設 足摺岬先端部や竜串園地等公園利用上重要な地区であって、十分な風致景観保全のための措置が必要とされる場合は、極力地下埋設とする。</p>
(5) 治山・砂防施設	全域	<p>①基本方針 主要展望地及び海上の観光船やフェリー等の航路からの眺望の対象に支障を与えないよう留意し、地形変更の著しい稜線上及び急傾斜地を避けるものとする。</p> <p>なお、新設の場合は、その必要性、風致景観上の支障、利用動線への影響等を事前に十分検討するものとする。</p>

行為の種類	地区	取扱方針
		<p>②表面処理 公園利用者の目につきやすい場所にあっては、自然石を用いた、又は自然石に模した表面仕上げとする。 落石防護柵については、暗灰色（亜鉛メッキ仕上げ）又はこげ茶色に塗装する。</p>
(6) 海岸保全施設	全域	<p>①基本方針 自然海岸への設置は原則として認めないものとする。 ただし、災害が発生し、放置すればさらに被害が拡がることが明らかな場所についてはこの限りでない。</p> <p>②表面処理 公園利用者の目につきやすい場所にあっては、自然石を用いた、又は自然石に模した表面仕上げとする。</p>
(7) 海岸環境保全事業施設	全域	<p>①基本方針 第2種・第3種特別地域の自然海岸への設置については、浸食等による災害を受けているか又は受けおそれが極めて大きい場合であって、他の工法によっては、防災の目的を達成することができない場合以外は原則として認めないものとする。</p> <p>②設置方法 やむを得ず、設置する場合は次の事項に留意するものとする。 (1) 原則として埋立てを伴わないものとすること。 (2) 畦岸堤はできる限り潜堤とすること。 (3) 突堤は、原則として自然石積みとし、できる限り潜堤とすること。</p> <p>③表面処理 公園利用者の目につきやすい場所にあっては、自然石を用いた、又は自然石に模した表面仕上げとす</p>

行為の種類	地区	取扱方針
(8) 自動販売機	全域	<p>る。</p> <p>①基本方針 道路脇に単独で設置するものは、認めないものとし、建築物に自動販売機を併設する場合は、次の要件に適合したものとする。</p> <p>②設置方法 設置場所は軒下とし、かつ、建築物壁面と同一面に納まるよう設置するものであること。 また、壁面と同一面に納めることができない場合には、木材等の化粧板で覆う等、修景に配慮されているものであること。</p> <p>③色彩 建築物と調和のとれた色彩であること。</p> <p>④その他 空き缶等の回収が適正に行われるものであること。</p>
2 木竹の伐採	全域	<p>①基本方針 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月9日国発第643号）及び「同（国有林の取扱い）」（昭和48年8月15日環自企第516号）を基本とし、地域の風致景観に配慮した施業とする。</p> <p>②施業に当たっての留意事項 (1) 第3種特別地域にあっても道路沿線等については、極力皆伐を避けるものとする。 (2) 足摺半島の道路から直接望見される林分については、道路沿線景観を維持するため道路から10m幅を残すものとする。</p>

行為の種類	地区	取扱方針
3 広告物 (1) 営業用広告物	全域	<p>①基本方針 広告物の設置に当たっては、デザイン、色彩等が周囲の風致景観と調和するよう、できる限り木製とするよう配慮するものとし、複数設置する場合は、極力統合を図る。 なお、商品広告及び営業地外での社名広告（いわゆる野立広告物等）は認めないものとする。</p> <p>②色彩 (1) 表示板 白色系、赤色系、緑色系、こげ茶色系、青色系、黒色系とし、できる限り落ちついた色調とする。 (2) 支柱 暗灰色（亜鉛メッキ仕上げ）、こげ茶色又は、木材等自然素材のままの色彩とする。</p>
(2) 指導標識 案内板 誘導標識	全域	<p>①基本方針 標識等の設置に当たっては、デザイン、色彩等が周囲の風致景観と調和するよう、できる限り木製とするよう配慮するものとし、複数設置する場合は、極力統合を図る。</p> <p>②色彩 (1) 表示板 ア 表示文字 ・ 矢印は赤色系とし、文字は白色系又は黒色系を基本とする。 ・ 案内図に使用する色彩は、3、(1)、②、(1)に準ずる。 イ 地 こげ茶色、白色又は木材等自然素材の色彩とする。 (2) 支柱 暗灰色（亜鉛メッキ仕上げ）、こげ茶色又は木材等自然素材のままの色彩とする。</p>

(2) 普通地域

行為の種類	地区	取扱方針
4 水面の埋立て	全域	<p>基本方針 海面と一体となった優れた風致景観を構成する自然海岸は、足摺宇和海国立公園の風致景観の重要な要素を成すものであるので、適正な保護を図るため水面の埋立てについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 次のア～ウのいずれかの要件に該当する場合以外は認めないものとする。</p> <p>ア 地域住民の生活上必要なもの及び農業、漁業の用に供されるものであって、必要性が高く、かつ、他に適地がないと認められる場合。</p> <p>イ 既に人工海岸、半自然海岸になっていて、その地先で養浜を行う等、自然景観の回復を目的とする場合。</p> <p>ウ 陸上部に人工的施設が多数密集する等、自然状態が著しく改変されている場合。</p> <p>(2) 必要に応じて自然環境等に与える影響を調査し風致景観への著しい支障がないよう適正な措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 水質汚濁防止膜の設置を図る等施工方法に十分配慮する。</p>
5 マリーナ	全域	<p>基本方針 マリーナは工作物、水面の埋立て取扱方針によるほか、別紙3「足摺宇和海国立公園内マリーナの取扱方針」のとおりとする。</p>

行為の種類	地区	取扱方針
1 ゴルフ場の造成	全域	<p>基本方針 「国立公園内普通地域内におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について」（平成2年6月1日環自保第343号）によるものとする。</p>
2 水面の埋立て	全域	<p>基本方針 別紙4「足摺宇和海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱上の留意事項」のとおりとする。</p>
3 マリーナ	全域	<p>基本方針 マリーナは水面の埋立て取扱方針によるほか、別紙3「足摺宇和海国立公園内マリーナの取扱方針」のとおりとする。</p>

2 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領」（平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号）によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路 (車道)	全域	<p>①基本方針 風致景観に十分配意しつつ、快適な公園利用及び交通安全を確保するため、線形改良及び防災工事を進める。</p> <p>②法面処理方法 永続性のある植生による緑化を原則とする。理想的には、潜在自然植生など地域の風致景観に調和した樹林の形成による緑化が望ましい。ただし、樹林の形成が困難な場合は、郷土種を主体とした低木や草本による緑化を検討するものとする。 また、法面安定のため法枠工等の構造物を併用する場合は、枠内を低木や草本により緑化するものとする。 なお、モルタル吹付は、交通安全上、代替工法による施工ができない場合にのみ用いることとし、法面はできる限りつる性植物等により緑化を行うものとする。</p> <p>(1) 落石防護柵及び落石防護ネット 暗灰色（亜鉛メッキ仕上げ）のものを使用するか、又はこげ茶色に塗装する。</p> <p>(2) 擁壁 できる限り自然石や木材を用いるものとすると、やむを得ずコンクリートブロック積又はコンクリート擁壁とする場合は、自然石に模した表面仕上げとする。 ただし、公園利用者から見えない場所にあっては、この限りでない。</p> <p>③交通安全柵 極力ガードケーブル（暗灰色（亜鉛メッキ仕上げ））、ガードパイプ（暗灰色（亜鉛メッキ仕上げ）、こげ茶色）又は擬木（こげ茶色）を用いる。</p>

事業の種類	地区	取扱方針
		<p>④廃道敷及び工事跡地の整理 改良工事等に伴い生じた廃道敷部分及び工事跡地は、風致景観の保護上支障のないよう整理するものとする。</p> <p>⑤残土処理 原則として国立公園外に搬出するものとする。 やむを得ず国立公園内で処理する場合は、風致上の支障がなく、かつ、災害を誘発するおそれのない場所とする。</p> <p>⑥修景緑化方法 別紙2「修景緑化指針」によるものとする。</p> <p>⑦附帯施設の取扱い (1) 園地、休憩所、展望施設、駐車場、トイレ等の附帯施設は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置するものとする。 (2) 案内板、解説板等は、利用性及び管理面を配慮し適正に配置するものとし、周辺の自然と調和したデザインとする。 (3) 施設の規模は過大とならないよう留意するものとする。 なお、建築物のデザイン等は、③宿舎、③、(1)～(3)に準ずるものとする。</p> <p>⑧管理運営方法 くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみ持ち帰り運動を推進するものとする。 また、危険箇所の点検及び草刈り、清掃等を定期的に実施するものとする。</p> <p>①基本方針 樹林に覆われた他の道路にない特異な風致景観となっている。 そのため維持管理については、別紙5「危険木伐</p>

事業の種類	地区	取扱方針
	白碧線 柏島ニッ石 線	<p>採及び側溝等の整備方針に関する確認事項」に基づき、道路の維持管理等を行うものとする。</p> <p>②規模 現状維持区間（別紙6）は、道路両側の樹林を厳正に保護するため、拡幅改良を行わず現状を維持する。</p>
2 道路 (歩道)	全域	<p>①基本方針 路線は、単に最短距離で目的地に至るものではなく、興味対象地を有効につなぎ、沿線の自然に親しむことのできるルートとする。 整備に当たっては利用者の安全及び浸食防止等に配慮するものとする。</p> <p>②附帯施設の取扱い (1) 休憩所、展望施設、トイレ等の附帯施設は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置するものとする。 (2) 案内板、解説板及び道標等は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置するものとし、周辺の自然と調和したデザインとする。 (3) 施設の規模は過大とならないよう留意するものとする。 なお、建築物のデザイン等は、③宿舎、④通景線の確保、⑤管理運営方法に準ずるものとする。</p> <p>③通景線の確保 展望の優れた箇所については、樹木で視界が遮断されないよう適宜枝払い等の伐採を行うものとし、通景線の確保に配慮するものとする。</p> <p>④管理運営方法 くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみ持ち帰り運動を推進するものとする。 また、危険箇所の点検及び草刈り、清掃等を定期</p>

事業の種類	地区	取扱方針
		<p>的に実施するものとする。</p> <p>3 宿舎 全域</p> <p>①基本方針 主要展望地及び海上の観光船やフェリー等の航路からの眺望の対象に支障を与えないよう留意し、地形改変の著しい稜線上及び急傾斜地を避けるものとする。 なお、宿舎事業として判断する基準は、宿舎の用に供する建築物のうち次の要件を満たすのものとする。 (1) 旅館業法による許可を得たもの、又は得る見込みのあるもの。 (2) 宿泊収容力が1日あたり50人以上のもの。</p> <p>②規模 地上部3階建て以下とする。 既に3階建てをこえているものについては、増改築の際、既存階数をこえないものとする。</p> <p>③デザイン、構造、色彩 奇抜なデザインは用いず、木材を多用し、自然公園にふさわしい落ちついた外観意匠とする。 (1) 屋根の形態 原則として切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根とし、屋根の勾配は10分の3以上とするが、著しい急勾配屋根とならないものとする。 また、勾配屋根でない既存建築物については、増改築の際、勾配屋根、傾斜パラペット又は飾り屋根を設置するものとする。</p> <p>(2) 屋根等の色彩 屋根又は傾斜パラペットの色彩は、赤茶色、こげ茶色（着色処理をしていない銅板葺を含む。）、暗緑色（緑青の付いた銅板葺を含む。）、暗灰色又は黒色とする。</p> <p>(3) 外壁の色彩 木材等の自然の素材を使用できない場合は、乳白色系、ベージュ色系、グレー色系又は茶色系と</p>

事業の種類	地区	取扱方針
		<p>し、屋根の色彩との調和を図る。</p> <p>④附帯施設の取扱い テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号）によるものとする。</p> <p>⑤修景緑化方法 別紙2「修景緑化指針」によるものとする。</p>
4 園地	全域	<p>①基本方針 海浜、樹林地、展望地等各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等、人と自然のふれあいを高めるよう配慮するものとする。</p> <p>②附帯施設の取扱い (1) 休憩所、展望施設、トイレ等の附帯施設は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置するものとする。 (2) 自然に対する理解を求めるとともに利用の効果を高めるため、案内板、解説板及び指導標等を適切に配置するものとする。 (3) 施設の規模は過大とならないよう留意するものとする。 展望施設は、特別な用途の場合を除き、原則として建築物のデザイン等は、3宿舎、③、(1)～(3)に準ずるものとする。</p> <p>③管理運営方法 (1) 危険箇所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全を図るものとする。 (2) くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。</p>

事業の種類	地区	取扱方針
		また、園路、広場の草刈り、園地内の清掃等を定期的に実施するものとする。
5 休憩所	全域	<p>①基本方針 利用者が快適に利用できる施設の整備及び管理を行い、利用者への情報提供等を行うものとする。</p> <p>②附帯施設の取扱い (1) 施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置するものとする。 (2) 建築物のデザイン等は、3宿舎、③、(1)～(3)に準ずるものとする。</p> <p>③管理運営方法 くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。</p>
6 野営場	全域	<p>①基本方針 海浜地、山間部等各地区の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝や海浜利用等、人と自然のふれあいを高めるように配慮するものとする。</p> <p>②附帯施設の取扱い (1) 附帯施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置するものとする。 また、既存施設についても快適な環境が保持できるよう配慮する。 (2) 建築物のデザイン等は、3宿舎、③、(1)～(3)に準ずるものとする。</p> <p>③管理運営方法 (1) 山火事の原因となる炊飯に伴う火気の取扱いに注意し、たばこの投げ捨て防止等、十分注意するよう利用者に啓発するものとする。 (2) 残飯等のごみは、ごみ捨て場を指定し、十分な</p>

事業の種類	地区	取扱方針
		<p>管理と回収を行うものとする。</p> <p>(3) 安全管理（枯損木等の処理）を十分に行うものとする。</p>
7 水泳場	全域	<p>①基本方針 海岸の特性に応じた施設の整備及び管理を行い、人と自然のふれあいを高めるように配慮するものとする。</p> <p>②附帯施設の取扱い (1) 附帯施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置するものとする。 (2) 建築物のデザイン等は、3宿舎、③、(1)～(3)に準ずるものとする。</p> <p>③ 管理運営方法 くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。</p>
8 駐車場	全域	<p>①基本方針 自然とのふれあいを進めるため安全で快適な駐車場を整備する。</p> <p>②附帯施設の取扱い (1) 附帯施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置するものとする。 (2) 建築物のデザイン等は、3宿舎、③、(1)～(3)に準ずるものとする。</p> <p>③管理運営方法 くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。</p>

事業の種類	地区	取扱方針
9 博物展示施設	全域	<p>①基本方針 足摺地域全体の自然の紹介及び案内を行う施設として整備する。</p> <p>②規模、デザイン等 3宿舎、②、③、(1)～(3)に準ずるものとする。</p> <p>③附帯施設の取扱い (1) 附帯施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置するものとする。 (2) 建築物のデザイン等は、3宿舎、③、(1)～(3)に準ずるものとする。</p> <p>④管理運営方法 くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。</p>
10 船舶運送施設	全域	<p>①基本方針 海中公園地区の海中景観の探勝及び他地区へのアプローチ手段としてグラスボートを就航させる。</p> <p>②附帯施設の取扱い (1) 附帯施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置するものとする。 (2) 建築物のデザイン等は、3宿舎、③、(1)～(3)に準ずるものとする。</p> <p>③管理運営方法 (1) サンゴ等を、船で損傷しないよう十分注意を行う。 (2) 利用者に海中公園地区の規制内容等を周知させ、船上からのごみ及び吸い殻の投げ捨てを禁止させる。 (3) くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が</p>

第4 地域の開発整備に関する事項

事業の種類	地区	取扱方針
		可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。
11 係留施設	全域	<p>①基本方針 グラスボート及び小型船舶の発着可能な施設を整備する。</p> <p>②附帯施設の取扱い (1) 海岸線を著しく改変しないよう配慮した整備内容とし、極力埋立ては行わないものとする。 (2) 整備規模は、過大とならないよう必要最小限とする。 (3) 台風等で船が漂流しないよう管理施設を充実させるものとする。 (4) ボート等の維持管理上による汚水及び排水を直接海へ放流しないものとする。 (5) 建築物のデザイン等は、③宿舎、③(1)～(3)に準ずるものとする。</p> <p>③管理運営方法 くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。</p>

1 各地区的利用形態及び整備方針

(1) 大岐地区

大岐地区は、長大な自然海浜と海岸林を有する稀少な地区であり、海岸林の環境を保全しつつ、自然とのふれあいの場として整備を図る。

- ① 海岸林及び海浜内には、必要最小限の施設を整備する。
- ② 大規模施設（面的な広がりのあるもの）は、海岸林及び海浜を避ける。

(2) 足摺岬地区

足摺地域を代表する地区で、本地域を訪れる大部分の人が利用する。

現在の利用形態は、展望地点からの風景鑑賞と、灯台、金剛福寺の見物参拝利用にとどまっている。

自然を学習する利用の普及に努め、岬先端部の景観の維持及び利用環境の整備充実を図ることを整備方針とする。

- ① 岬先端部を歩行利用の場とするため、探勝歩道、誘導標識、案内解説板等の改善整備を図る。
- ② 足摺岬に総合案内機能を持ったビジターセンターを設置し、自然に関する情報を提供し、自然学習のための中心施設とする。
- ③ 岬先端部については、社寺施設や公共施設以外の建築物の新・増設は認めないととし、既存の国民宿舎の撤去跡地は、自然の復元を図る。

(3) 唐人駄場・白碁地区

唐人駄場・白碁地区は、遺跡群及び海岸地形を鑑賞できる学習の場であり、施設の充実を図るものとする。

- ① 探勝歩道、解説板の整備を行う。
- ② 特に唐人駄場地区は、「自然体験キャンプ」の基地とし、オートキャンプ場の整備を行う。また、周辺遺跡群を解説する休憩所を整備し、自然学習の場の充実を図る。

(4) 竜串・見残地区

「竜串海洋学園構想」の下に各種博物館、水族館、海中展望塔、グラスボート等が整備され、これに合わせて駐車場、園地、遊歩道等の公園施設の整備が進められたが、現在は施設に偏った利用形態となって、海中公園を始めとする優れた海洋性の景観を十分に活用することができず、各種博物展示施設も有機的な連携利用を欠く状況にある。

当地区については、これらの改善を図り、地区全体を総合的な海の自然学習の場とすることを基本に、次のとおり再整備を図る。

- ① 各種施設や興味地点（竜串、見残、桜浜、爪白浜）が広範囲にわたるため、これ

らを有機的に結びつける園地、園路等を再整備し、ルートごとに探勝テーマを定めて多様な探勝利用を図る。

- ② 海の自然に関する情報の提供を行う等、各種博物展示施設の連携を図る核として、中心部にビジターセンターを設置し、自然学習の中心施設としての機能をもたせる。
- ③ 爪白園地は、「海の自然体験キャンプ」の宿泊基地とし、野営場としての必要な整備を図る。

(5) 樫西地区

樫西地区は、海中公園地区に接した海岸での磯遊び、海水浴、海の自然観察等の利用と、台地上に整備された園地でのピクニック利用が主である。到達性の問題から低調であるので、自然とのふれあいを深めるための利用を積極的に推進し、利用の活性化を図ることを基本に、地区の再整備を図る。

- ① 利用に必要な施設の充実を図る。
- ② 海中公園地区に至る磯の観察路を整備し、一帯を自然学習の場として必要な解説板を設置する。
- ③ 「海の自然体験キャンプ」の基地とする。
- ④ 樫西地区と大堂海岸を結ぶ「四国のみち」の整備を促進し、両地域の連携を図る。

(6) 周防形地区

周防形地区は、大月エコロジーキャンプ場及び同キャンプ場に隣接し、宿舎が整備されている。これらの施設を中心として自然とのふれあいを推進していく。

また、ボランティア活動と連携を図る。

- ① 周辺の探勝歩道及び標識の整備を図る。
- ② ボランティアの充実化を図る。

(7) 大堂地区

大堂地区的利用は、大堂海岸、柏島、沖の島等の展望、鑑賞、おさる公園での休憩、遊歩道での自然探勝が主である。
老朽化した施設の改善を機に、豊かな自然を生かした自然学習の場を作ることを基本に、地区の再整備を図る。

- ① 老朽化が著しい第2展望台は、改善を機会に、解説施設を整備し、自然観察路の入口施設としての機能を持たせる。
- ② 探勝歩道を再編し、自然観察を主体としたコースの設定と、必要な案内解説板の整備を図る。
- ③ 観音岩バス停付近の広場を再整備し、大堂海岸の便を図る。
- ④ 「海の自然体験キャンプ」の基地として、野営場を整備する。

(8) 柏島地区

柏島地区は、近年スキューバダイビングやボートセーリング等のマリンレジャーの利用者が急増している。
しかし、無秩序な利用は、地場産業（航路、魚場）とのトラブルを発生させ、利用

ができなくなるおそれがあるため、適正な利用を図るものとする。

- ① 利用できる海域及び規制内容を利用者に周知徹底させるため、標識を整備する。
- ② 利用に必要な施設（駐車場、便所、シャワー）を整備する。

2 一般公共事業との調整

地域の生活基盤となる道路、港湾、治山、砂防等の事業と国立公園計画との調整を有効かつ円滑に進めるために、県の公共事業部局との間で、下記の手順で事前調整を実施する。

(事前調整手順)

- (1) 事前調整の対象となる公共事業は、次年度以降に実施が見込まれている事業で、自然公園法の手続きを必要とするもの。
- (2) 当該公共事業に係る実施計画の概要を1月末日までに、山陽四国地区国立公園・野生生物事務所に提出する。
- (3) 山陽四国地区国立公園・野生生物事務所は必要なものについて、毎年2月末日までに事業者から実施計画の内容を徴収し、許認可等の公園行政との調整を図る。
- (4) 公園事業の執行として行う道路等の事業で、公園事業の決定若しくは変更が必要とされるものについては、自然環境保全審議会に諮るべきであることから、山陽四国地区国立公園・野生生物事務所において2月末日までに事前調整を終え、諮問事務に必要な所定の手続きを進める。

第5 土地及び事業施設の管理に関する事項

1 国有財産の管理

当管理計画区に存在する国有財産は、足摺宇和海国立公園管理官事務所職員用の宿舎のみである。

公用財産として適正に維持する。

(1) 土地 309.70m² (土佐清水市より借地)

(2) 建物

土佐清水宿舎

木造平屋建て、建築面積102m²

2 公園事業施設の管理

公園利用施設が、老朽化や破損によって、設置目的を達成することができず、利用環境を著しく損なう事例が見られる。このため、国、県、市町の三者で定期的に施設の点検を実施し、必要な対策を講ずるものとする。

また、自然公園等事業で整備された県有施設については、県と受託管理者（地元市町等）との間で、適正な施設管理の方策を立てるものとする。

3 交付公債制度等による買上地の管理

足摺地域における交付公債制度による買上地は、別紙7のとおりである。また、高知県自然保護基金制度により取得された土地は、別紙8のとおりである。

これらの土地については、制度の主旨に沿って諸行為を禁止し、適正に維持管理を図るものとする。

第6 利用者の指導等に関する事項

1 自然解説に関する事項

(1) 自然に親しむ運動

自然に学び、自然の仕組みの大切さの理解と認識を深める「自然学習」の推進等を行うため、現在、環境庁が関係機関の協力の下に行事を実施しているが、行事回数、行事場所及び行事内容が特定され不十分な状況である。

今後は、地区の特性を生かした参加性の高い自然学習活動を積極的に推進するため、企画開発及びモデル行事を検討し、市町地域単位で活発に実施するように行う。

なお、平成7年度における環境庁主催行事は、次のとおりである。今後とも可能な限り実施していくものとする。

- ① スノーケル教室（竜串・尻貝）
- ② 植物観察会（足摺岬）
- ③ 野鳥観察会（周防形）

(2) 自然解説のための組織作りと活動

自然公園指導員、自然保護指導員、関係市町職員、ボランティア、観光協会員等からなる自然学習組織を作り、地元小中学生を手はじめに自然学習を活発にして足摺地域の優れた自然を地域の人達が認識し、訪れる人達への普及啓発に発展させる。

また、平成7年度から周防形地区で導入したボランティア活動（スノーケリング）

について関係機関と協力し、今後さらに充実を図る。

(3) 自然解説パンフレットの作成

自然に興味を持つ人達が強く惹かれる自然を対象として魅力的なパンフレットや自然探勝用のガイドマップ、セルフガイド方式による自然解説冊子を作成する。

なお、平成7年度に「尻貝海中公園地区の自然観察用リーフレット（環境庁・大月町）」を作成した。

また、地域の自然に近い地域住民の関心を高めるため、環境保全の啓発の観点から地域住民向けのプログラムを検討する。

2 利用の規制

(1) 足摺岬交通規制

足摺岬先端部において、正月、盆、連休等の利用の集中時に、数年来交通規制を実施している。その内容は、別紙9のとおりである。

現在、足摺岬先端部には半島循環の県道足摺岬公園線が通過しており、通常先端部への諸車の乗り入れを規制することはできないが、岬先端部の歩行利用の推進、交通事故防止、排気ガス・騒音による不快感の解消、自然林内への車乗り入れ防止の見地から、早期に足摺バイパスを完成させ、岬先端への自動車乗り入れの規制強化を図る。

(2) その他の利用規制

① 野営場指定地以外でのキャンプは、植生破壊やごみ散乱の原因につながるため、関係機関の協力を得て、キャンプ利用者へ指導を行う。

② 海中公園地区及びその他周辺では、アンカーによる海中景観の損傷や、まき餌等による海水汚染の防止のため、関係機関の協力を得て遊漁船等の乗り入れの抑制を行う。

第7 地域の美化修景に関する事項

1 美化清掃

足摺地域内の清掃活動は、「足摺大堂美化推進協議会」が実施団体となって実施されているが、対象地域が広範囲にわたり、また事業予算が定額化されていることもあって、全体として清掃活動をより効率よく実施する必要がある。

今後は次の点に留意して、ごみの処理や清掃の方法を改善し、限られた予算での効率の良い清掃活動を進める。

- (1) くずかごは、十分な管理、回収が可能で、かつ、利用上不可欠な場所以外は設置しないものとし、注意看板等を設置してごみ持ち帰り運動の普及徹底を図る。
- (2) 現時点では、全般的にくずかごを撤廃することは無理があるので、ごみ持ち帰り運動の普及啓発を図るモデル地区を定めて、段階的に運動を推進する。
- (3) 磯釣り客によるごみ散乱防止を図るため、釣具店や渡船業者等を通じての呼びかけ、ごみ持ち帰りのPRを行う。
- (4) 関係機関による「道路沿線美化修景対策会議（仮称）」の設置を図り、道路沿線への廃材や不燃物ごみの不法投棄を防止するため、地域住民へのPR、巡回、制札の設置等を実施する。

2 オニヒトデ等駆除

毎年環境庁を始めとする関係機関の負担で実施されているオニヒトデ等駆除事業によってオニヒトデによるサンゴの食害は著しく少なくなっているが、新たにヒメシロレイシガイダマシの被害が段階的に拡大しているので、引き続き事業の徹底を図るものとする。

なお、駆除等については、次の点に留意する。

- (1) 駆除作業
 - ① ヒメシロレイシガイダマシの活動の盛んな5月から夏期までに集中的に実施する。
 - ② イシサンゴ群体を破壊しないよう注意する。
 - ③ ヒメシロレイシガイダマシが大発生している海域から優先して駆除を行う。
- (2) 監視
駆除作業後、個体変化の監視を続ける。
- (3) 今後の課題
 - ① 駆除地区の特定
ヒメシロレイシガイダマシを完全に駆除することは不可能であり、生態系の見地から適当でない。
そのため、海中景観の優れた地区を特定し、重点的に駆除を行う。
 - ② 調査・研究
大発生の原因が不明であり、今後の駆除事業に有効な手立てとなる調査・研究を行う。

ア 他地域についてのイシサンゴの分布と食害調査。

イ ヒメシロレイシガイダマシの生態、特にイシサンゴ群体に着生する機構についての調査・研究。

ウ イシサンゴ生息海域の汚濁についての調査。

3 野立広告物の取扱い

国立公園の風致景観及び快適な利用環境を守るために、県、市町と協力して巡視を行う等野立広告物の追放を図る。

第8 各種団体との連携に関する事項

次の各種連絡会議等の設置目的の推進を図るため、積極的に交流を行い、その組織強化等指導育成に努める。

1 濑戸内海国立公園等連絡会議

山陽四国地区国立公園・野生生物事務所管内においては、山陽四国地区国立公園・野生生物事務所と関係地方公共団体との意志疎通を図るために、別紙記載の設置要領により、瀬戸内海国立公園及び足摺宇和海国立公園関係各県並びに山陽四国地区国立公園・野生生物事務所による瀬戸内海国立公園等連絡会議を設置している。

2 足摺宇和海国立公園連絡会議

上記会議の設置要領第4項（地域連絡会議）に基づき、地域レベルでの行政機関間の緊密な連携の下に、国立公園の円滑な運営と整備の充実を図ることを目的として、山陽四国地区国立公園・野生生物事務所が関係県及び市町村を対象に開催している。

3 清掃団体

足摺地域の美化清掃を推進していくため、今後とも県及び地元市町と協力し、以下の清掃団体を適切に指導、支援を図る。

□足摺大堂美化推進協議会

（1）設置目的

自然公園法第16条の2（清掃の保持）の趣旨に基づき、国、高知県、市町等が協力し、高知県内足摺宇和海国立公園の自然環境を清潔に保持すること。

（2）事業

- ① 公園利用者がもたらすごみ等の廃棄物の収集、運搬、処分等の美化清掃活動事業
- ② 美化思想の普及啓発に関する事業
- ③ 国、県及び市町の国立公園に関する施策への協力

（3）事務局

土佐清水市観光商工課

1 目的

瀬戸内海国立公園及び足摺宇和海国立公園の適正な運営と整備の充実を図るために、「瀬戸内海国立公園等連絡会議」を設置し、国、地方との連携を一層密にして公園行政の円滑化と効率化を推進しようとするものである。

2 構成

山陽四国地区国立公園・野生生物事務所及び関係県国立公園主管課

3 会議

（1）会議は、山陽四国地区国立公園・野生生物事務所が召集し、毎年1回開催する。

（2）会議は、次の事項について連絡、調整を行う。

- ①国立公園行政と地方行政との連絡調整に関する事項
- ②国立公園計画及び事業決定等に関する事項
- ③公園施設の整備及び公園事業に関する事項
- ④風致景観の管理に関する事項
- ⑤公共事業等の取扱いに関する事項
- ⑥自然学習等野外活動の推進に関する事項

4 地域連絡会議

この会議の目的を達成するため、必要に応じ、関係市町村を加えた地域連絡会議を設置する。

5 経費

会議の参加旅費等は、各構成員が分担する。

第9 その他

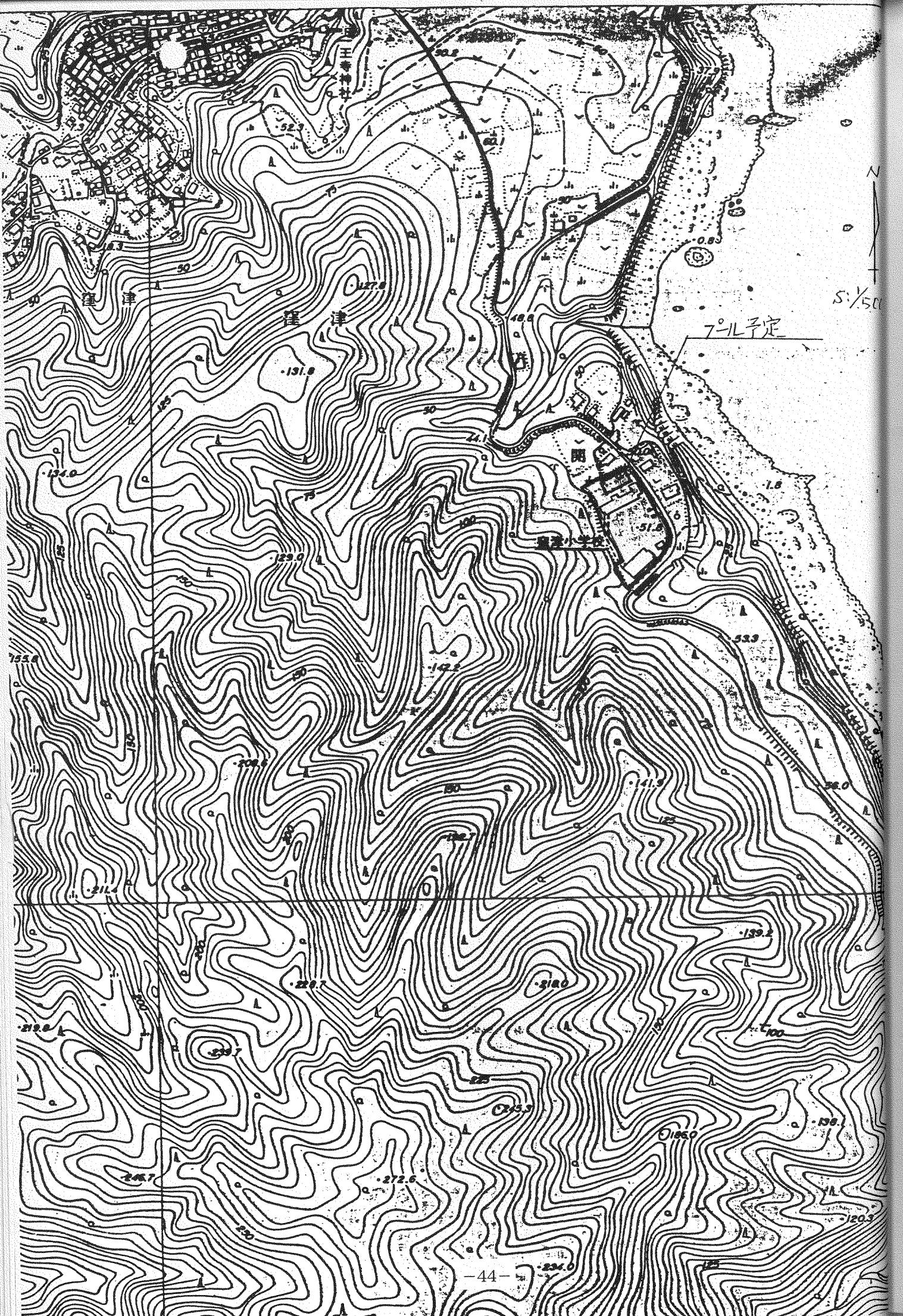
次の点にも留意して今後の適正な公園管理を行うものとする。

- 1 許認可手続きの迅速化と、問題ある事案について早期連絡調整を図る。
- 2 自然公園法の規制をわかりやすく解説した広報パンフレットの作成を必要に応じて検討するとともに、県、関係市町の広報への協力を依頼する。
- 3 文化財保護法、県条例等の関係法令との齟齬が生じないよう、他機関との調整を図る。

別紙 1

〈特定地域における特定行為の認定一覧表〉

特定地域	特定行為
土佐清水市窪津地区 平成4年6月8日 環自国第280号	審査指針第1、4、二に以下を付け加える。 「ただし、学校教育を目的とした屋外運動施設の新築、改築若しくは増築にあってはこの限りでない。」*



〈修景緑化指針〉

各種行為に伴って生じた裸地は、国立公園の風致景観を損なうことがないよう以下の点に留意の上、速やかに修景緑化を行うよう行為者を指導する。

1 支障木の移植

工事に当たっては、可能な限り既存樹木を保存するものとするが、やむを得ず支障木が生ずる場合には、極力これを移植するものとする。

2 裸地の緑化

工事に伴いやむを得ず生じた裸地は緑化する。

3 緑化に使用する草本類

法面等樹木による緑化が困難な場所では、原則としてシバ類、ヨモギ、ススキ、メドハギ等の郷土産の植物を混合した種子吹付けを行うものとするが、これによることが著しく不合理な場合には、洋芝類、牧草類によるものとする。

4 緑化に使用する樹種等

敷地内の植栽、工事跡地の修景植栽等においては、できるだけ郷土産の植物による緑化を行うよう行為者を指導するものとする。

5 道路については、次の事項に留意する。

- (1) 道路を新設する場合は、既存の樹木はできる限り残すものとし、移植可能な樹木は移植する。
- (2) 道路沿いの空地には郷土産の植物により緑化する。
- (3) 道路法面が大きい場所では、原則として法面を数段に分けて犬走りを設け、犬走りに低木を移植する。

6 建築物等の工作物周辺については、次の事項に留意する。

- (1) 建築物等の周辺に修景が必要な場所には、郷土産の植物により緑化する。
- (2) 建築物等の人工物を隠ぺいする必要のある場合には、原則として郷土産の植物により緑化する。

〈足摺宇和海国立公園内マリーナの取扱方針〉

国立公園内のマリーナについては、次によって取り扱う。

マリーナとは、主としてプレジャーボート（ヨット、モーターボート等）を係留、保管するための施設（桟橋、艇庫等）をいい、一体として整備される防波堤、給油施設、修理工場、休憩施設等の関連施設を含むものとする。

(1) 次の地域においては、原則として認めない。

ア 特別保護地区、海中公園地区及び第1種特別地域

イ 貴重な自然的性質を有する地域のうち、アに準じた取扱いをする必要があると認められる地域

ウ ア及びイの地先及び周辺の海域

(2) (1)以外の特別地域に係るマリーナについては、次の各号の要件を満たさない

場合は原則として認めない。

ア 自然海岸の埋立てを伴う等風致の保護上著しい支障とならないものであること。

イ 自然海岸以外の埋立てについては最小限とし係留施設の規模が過大でないこと。

ウ 国立公園の主要展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。

エ 船舶の陸上保管場所や附帯施設は、可能な限り既存陸上部に設けること。

オ 船舶の陸上で保管は、必要最小限とすること。

カ 野生動植物の生息に重大な影響を及ぼさないものであること。

キ 海水浴場等への影響が軽微であること。

(3) 普通地域のみに係るマリーナについては、(2)の各号の要件を満たすよう指導する。

〈足摺宇和海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱上の留意事項〉

足摺宇和海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立てについては、以下の各事項に留意して取り扱うものとする。

1 埋立理由に関する事項

当該地以外ではその目的を達成することが困難なもので、原則として次の各項目のいずれかに該当すること。

ア 地域住民の日常生活に必要なもの。

イ 港湾あるいは漁港関連施設の整備に必要なもの。

ウ 地域の社会・経済的理由から計画されたもので必要性が認められるもの。

エ 災害防止のため埋立て以外に方法がないもの。

2 埋立位置に関する事項

(1) 次に示す地区等の地先を極力避けた位置であること。

ア 特別保護地区及び特別地域（共にその周辺）

イ 自然海岸

(2) 野生生物の保護上重要な干潟や浅海等に影響を及ぼさない位置であること。

(3) 主要な展望地から見て、風景の保護上著しく支障とならない位置であること。

3 環境・風景の保全に関する事項

(1) 埋立ての規模及び形状が適切であること。

(2) 埋立地の利用計画が、明らかにされているものであって、その内容が適切であること。

(3) 埋立地に設置される工作物の規模、形状等が周囲の風景と調和するものであること。特に高層建築物、巨大工作物等風景に与える影響が大きいものについては慎重に取り扱うこと。

(4) 必要に応じ、埋立地に十分な緑化が計画されていること。

(5) 埋立てによる潮流の変化がもたらす水質の悪化の度合い及び異常堆砂、異常洗掘等による隣接海岸への影響の度合いが軽微であること。

(6) 周辺の海水浴場等に与える影響が軽微であること。

(7) 埋立工事に伴う濁水が周辺海域へ拡散しない工法がとられていること。

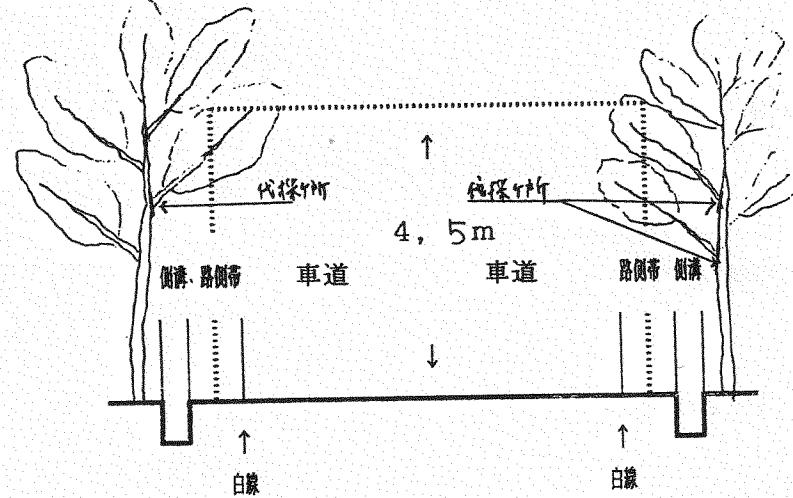
県道 足摺岬公園線・足摺公園線 危険木伐採及び側溝等の整備方針に関する確認事項 平成7年6月

環境庁足摺宇和海国立公園管理官、宿毛営林署長、高知県土佐清水土木事務所長、足摺岬区長会長

1 危険木伐採

道路を通行する車両の安全を確保するため、道路敷地を覆う危険木は、以下の方針により伐採するものとする。

(1) 改良済区間での伐採

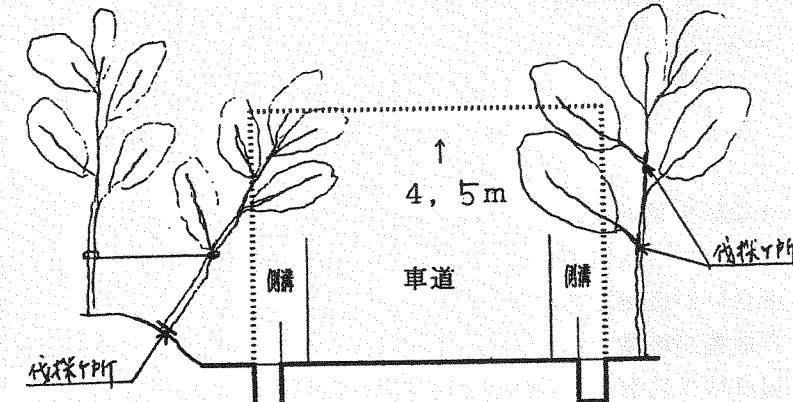


(a) 2車線が確保されている道路は、白線と側溝との中間点より高さ4.5mの範囲内を覆う危険木を伐採する。

(b) 危険木の枝は、枝の根元より伐採する。

(c) ワイヤー等で控える必要のある木は、根元より伐採する。

(2) 未改良済区間での伐採



(a) 未改良済区間では、側溝敷地も車両が利用するため、側溝外側端より高さ4.5mの範囲内を覆う危険木を伐採する。

(b)(c)については、上記に同じ。

2 側溝の整備

未改良区間の素掘の側溝は、対面通行時に側溝敷地も車両が利用するため、U型又は三角側溝を順次整備していく。U型又は三角の使用区分は、排水量及び地形特性等により決定する。

県道柏島二ツ石線 危険木伐採及び側溝等の整備方針に関する確認事項

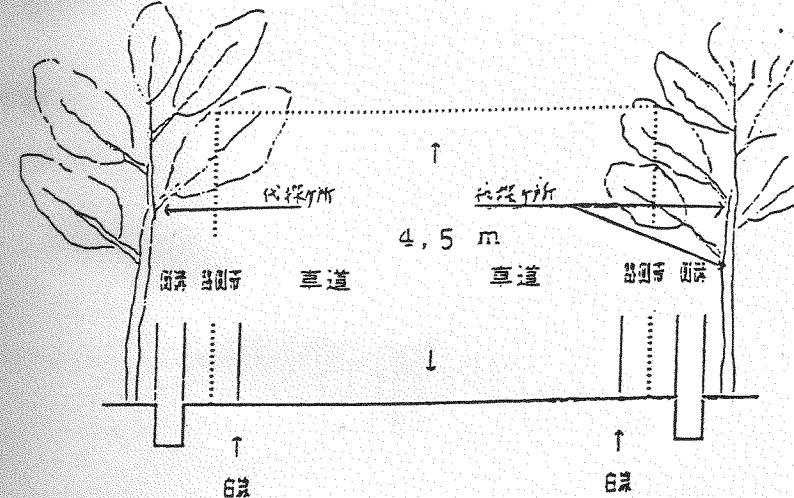
平成7年12月

環境庁足摺宇和海国立公園管理官、宿毛営林署長、高知県宿毛土木事務所長、柏島区長

1 危険木伐採

道路を通行する車両の安全を確保するため、道路敷地を覆う危険木は、以下の方針により伐採するものとする。

(1) 改良済区間での伐採

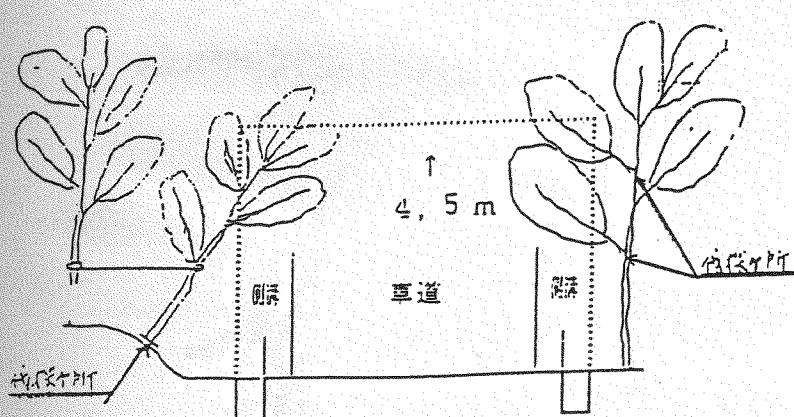


(a) 2車線が確保されている道路は、白線と側溝との中間点より高さ4.5mの範囲内を覆う危険木を伐採する。

(b) 危険木の枝は、枝の根元より伐採する。

(c) ワイヤー等で控える必要のある木は、根元より伐採する。

(2) 未改良区間での伐採



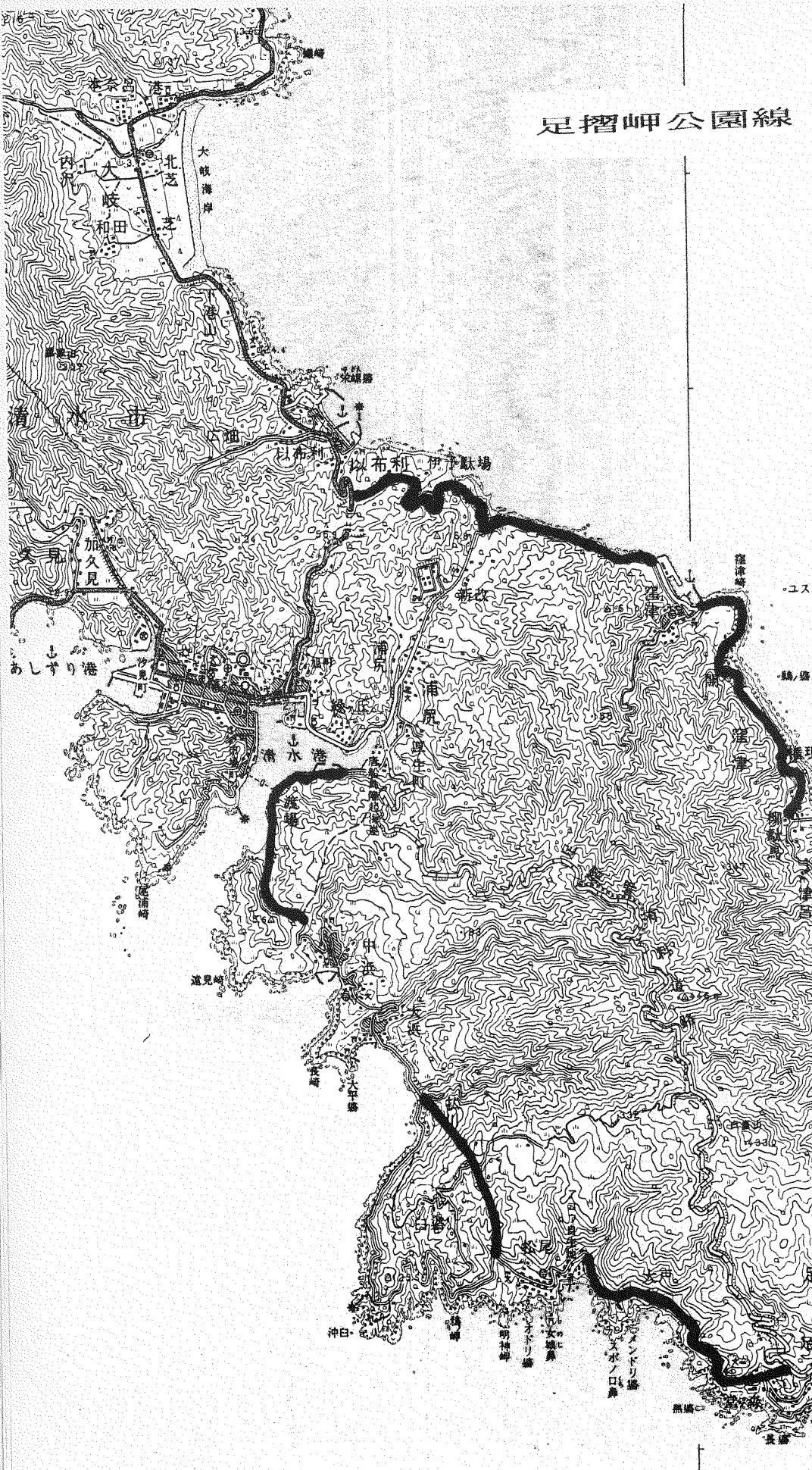
(a) 未改良区間では、側溝敷地も車両が利用するため、側溝外側端より高さ4.5mの範囲内を覆う危険木を伐採する。

(b) (c)については、上記に同じ。

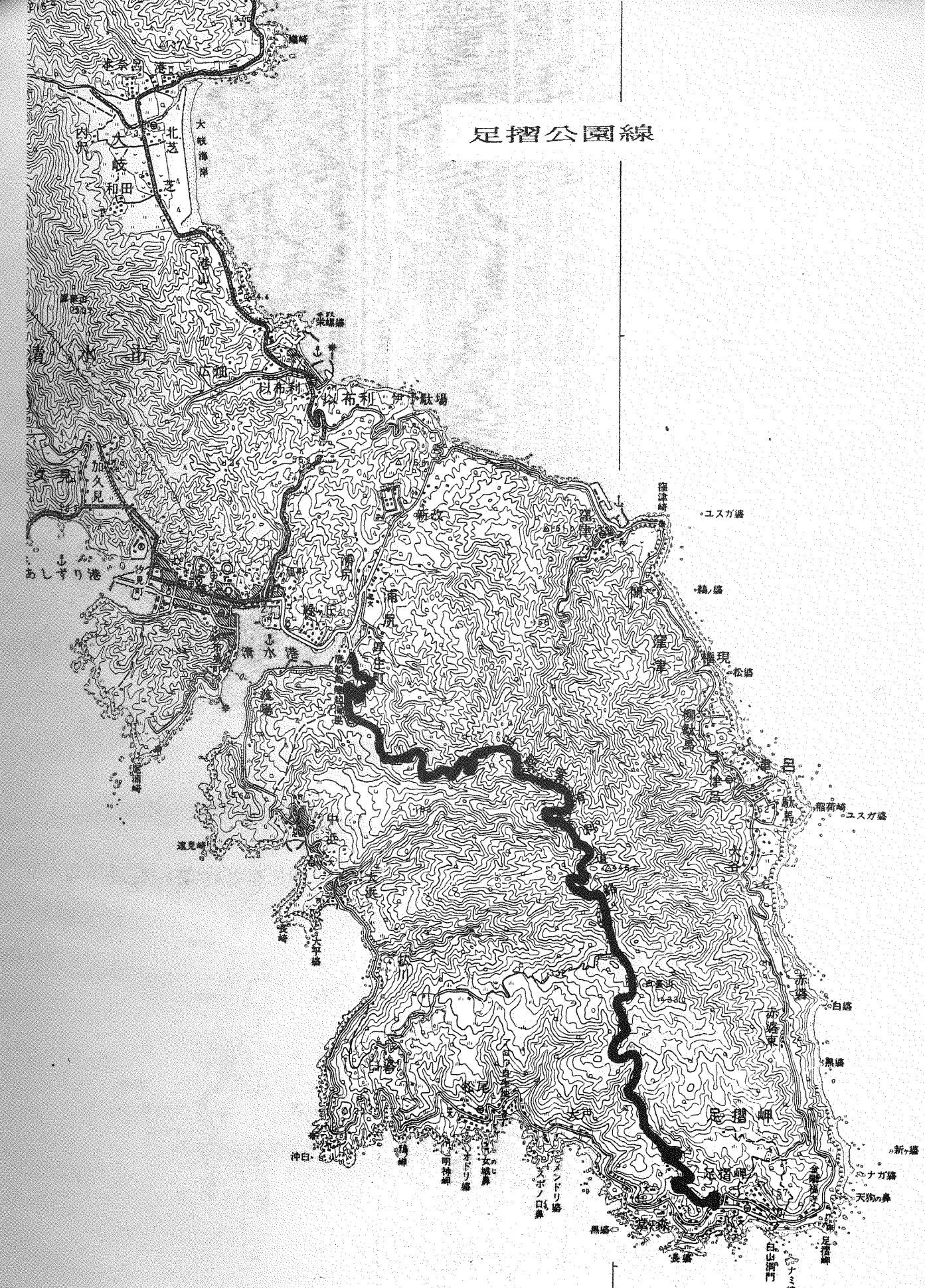
(3) その他、上記区域以外の危険木については、別途協議する。

2 側溝の整備

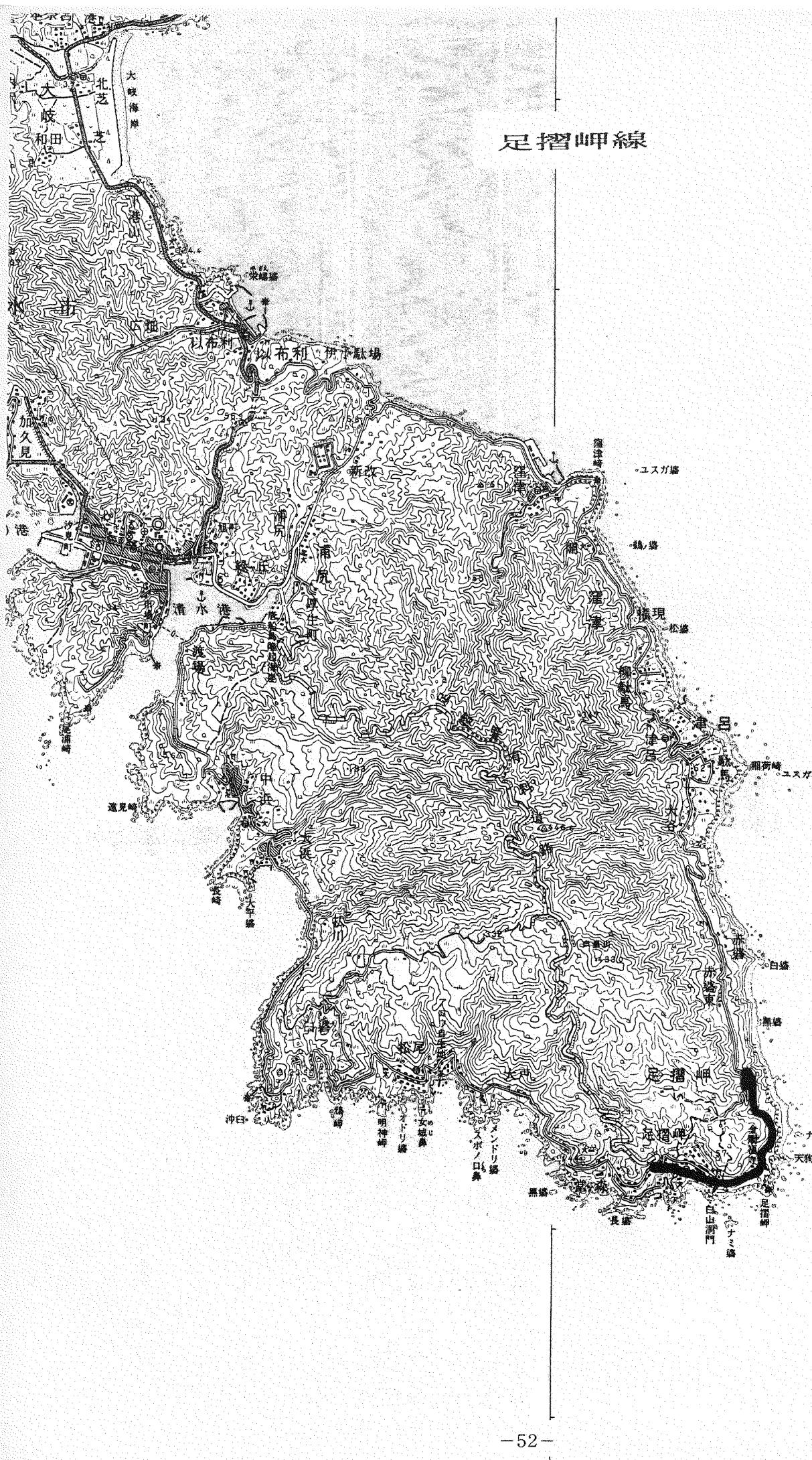
未改良区間の素掘りの側溝は、対面通行時に側溝敷地も車両が利用するため、U型（蓋付）又は三角側溝を順次整備していく。U型（蓋付）又は三角の使用区分は、排水量及び地形特性等により決定する。



足摺岬公園線



足摺公園線

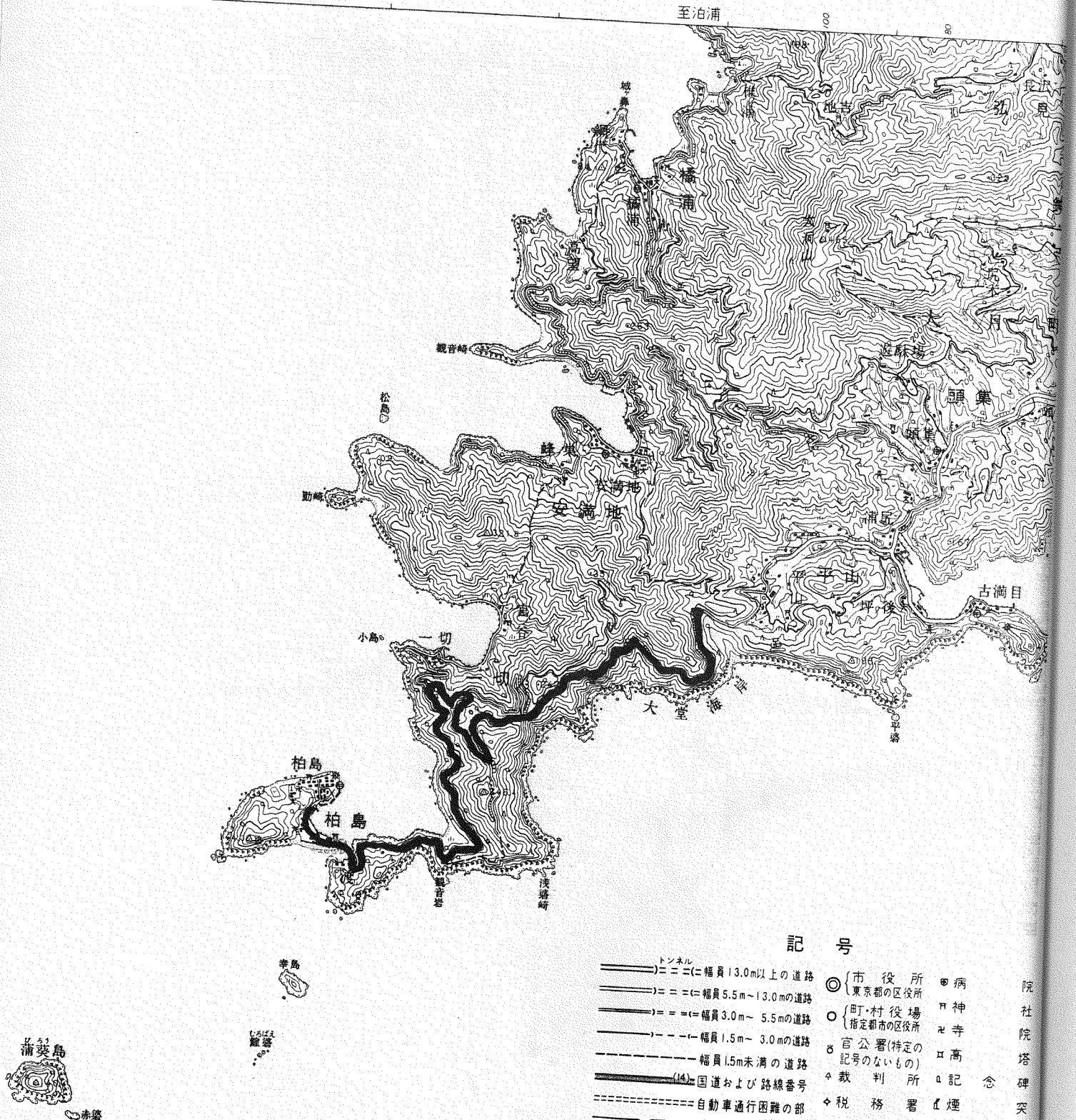


柏島二ツ石線

柏島

宿毛

至泊浦



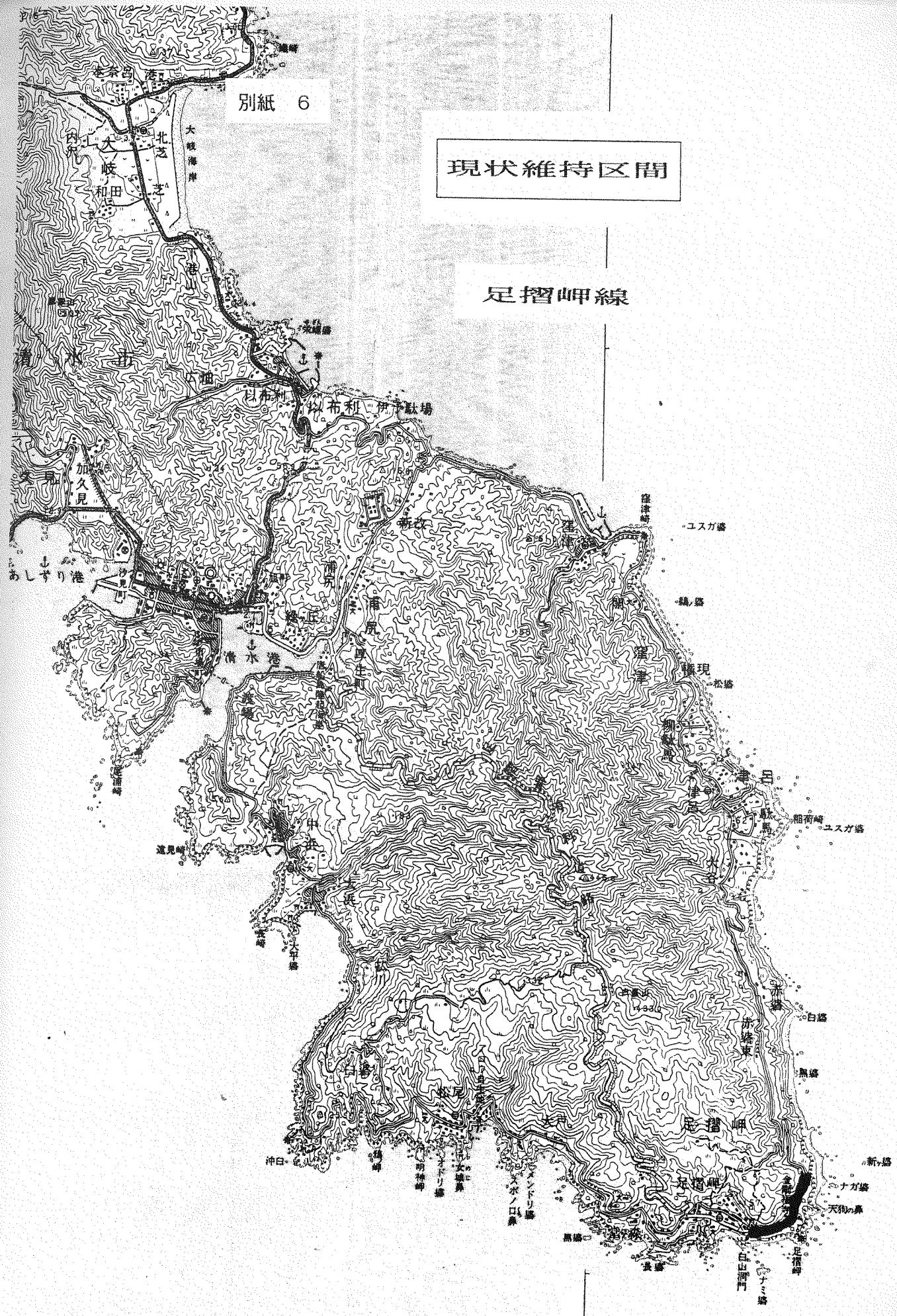
四

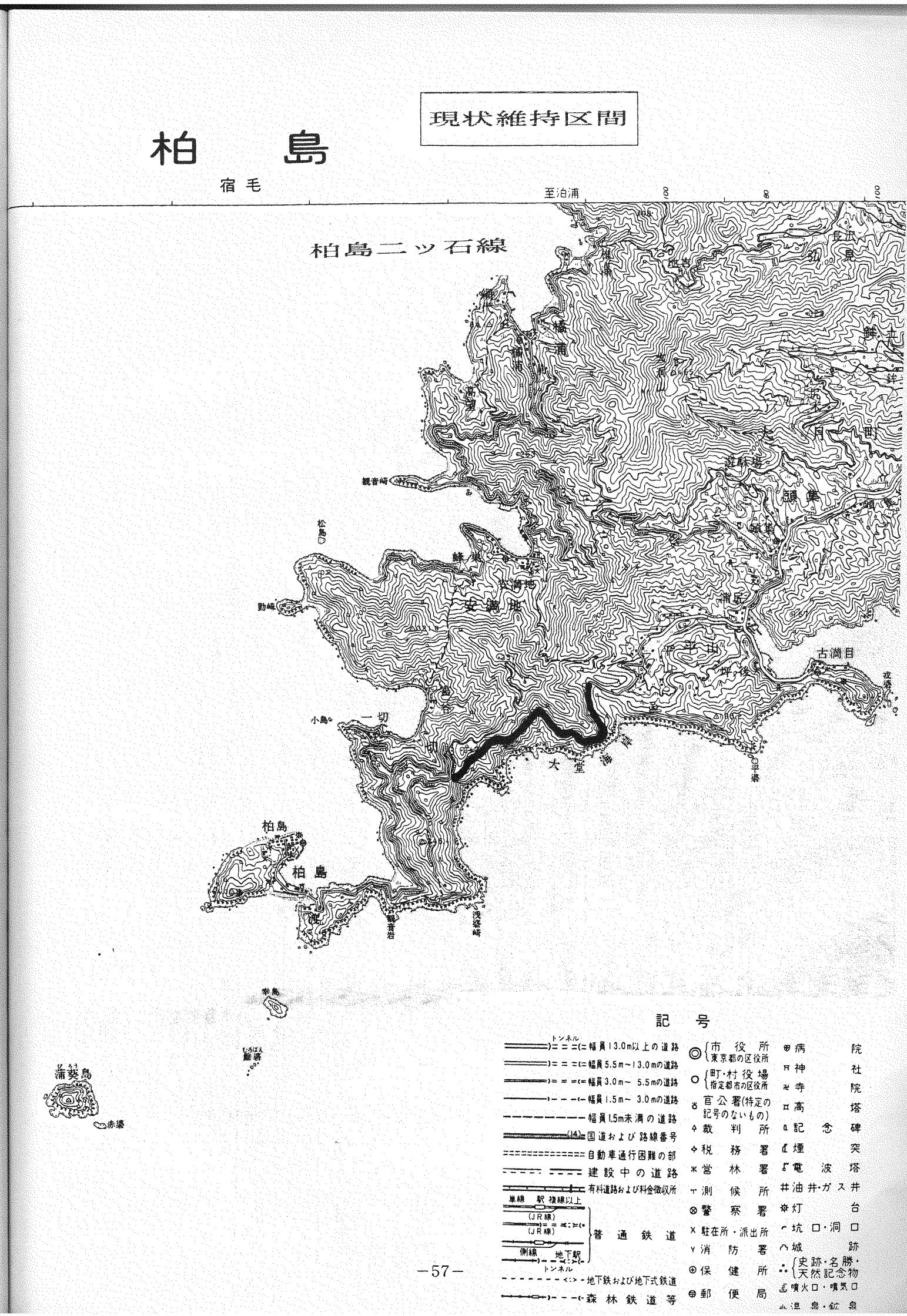
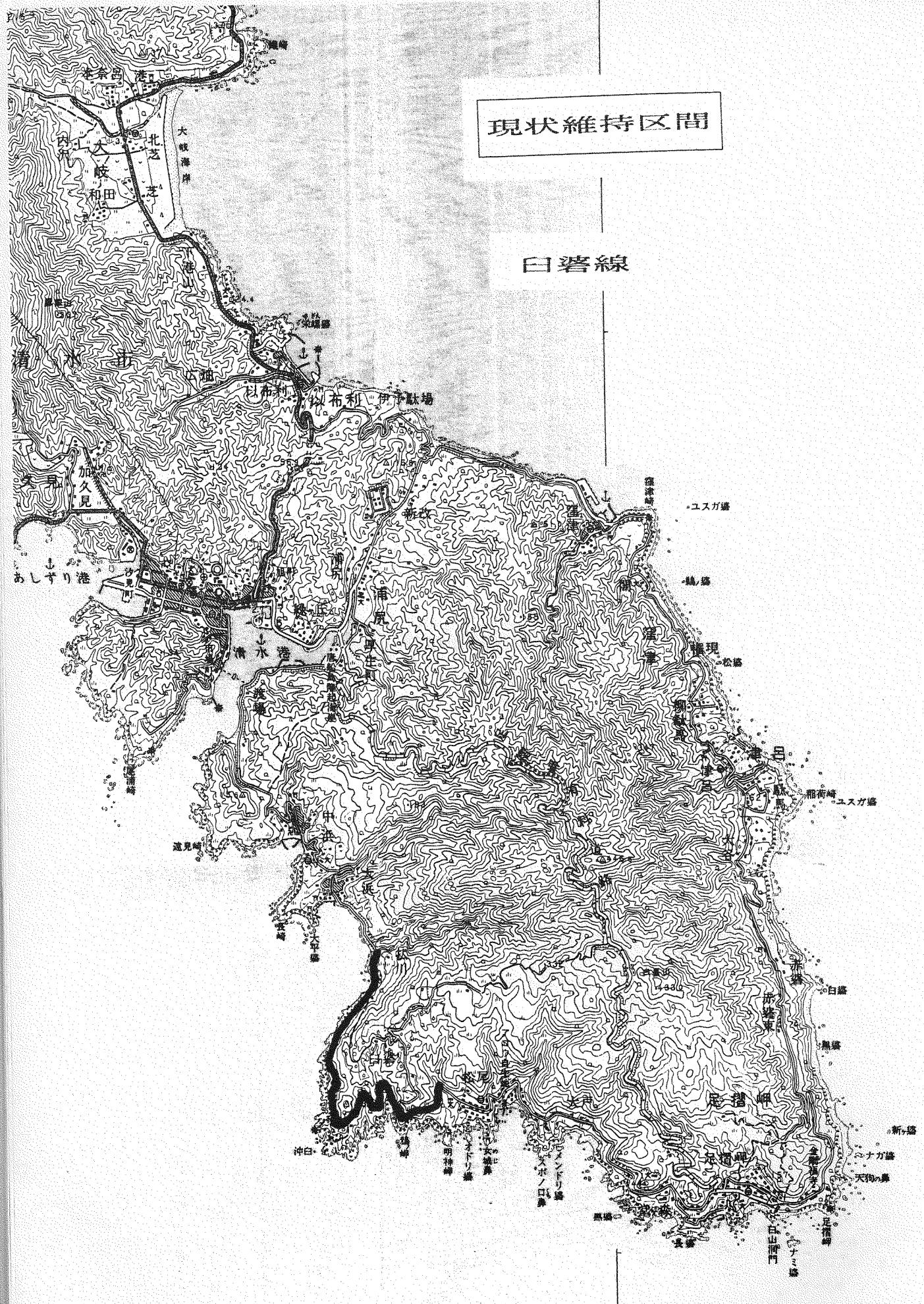
- | | | | |
|-------|-----------------------|-----------------|-------------|
| トンネル | 二二二(=幅員13.0m以上の道路) | ◎(市)役所 | 田病 |
| 二二二 | 二二二(=幅員5.5m~13.0mの道路) | ○(町・村)役場 | 井神 |
| 二二二 | 二二二(=幅員3.0m~5.5mの道路) | ○(指定都市の区役所) | 寺社院 |
| 二二二 | 二二二(=幅員1.5m~3.0mの道路) | 官公署(特定の記号のないもの) | 口高塔 |
| 二二二 | 二二二(=幅員1.5m未満の道路) | △裁判所 | 記念碑 |
| (14) | 二二二(=国道および路線番号) | △税務署 | 正煙突 |
| 二二二 | 二二二(=自動車通行困難の部) | *營林署 | 電波塔 |
| 二二二 | 二二二(=建設中の道路) | △測候所 | 井油井・ガス井 |
| 二二二 | 二二二(=有料道路および料金徴収所) | ○警察署 | ※火台 |
| (JR線) | 二二二(=JR線) | X駐在所・派出所 | 坑口・洞口 |
| (JR線) | 二二二(=JR線) | Y消防署 | 八城跡 |
| 側線 | 二二二(=地下駅) | ◎保健所 | 史跡・名勝・天然記念物 |
| トンネル | 二二二(=地下鉄および地下式鉄道) | ◎郵便局 | 噴火口・噴氣口 |

別紙 6

現状維持区間

足摺岬線





<交付公債制度による特定民有地等買上実績表>

所得年度	所 在 地	規制区分	取得面積(実測面積) m ²
昭和 48	土佐清水市足摺岬字乳母懐1,283-1	国立・1種	(253,260) 252,634
	宿毛市沖ノ島町母島字生ヶ島山1,706-1外	国立・1種	(323,733) 318,393
	幡多郡大月町古満目字古満目向330	国立・特保	(176,060) 174,425
	小 計		(753,053) 745,452
昭和 49	幡多郡大月町柏島字南瀧山688外	国立・特保	(122,312) 121,262
	幡多郡大月町柏島字大堂山695	国立・特保	(63,630) 63,630
	土佐清水市三崎字龜井谷4,992-1	国立・1種	(304,449) 304,449
	土佐清水市三崎字龜井谷4,992-3	国立・1種	(40,000) 40,000
	土佐清水市松尾字女川サキ895-1	国立・特保	(35,168) 33,335
	土佐清水市足摺岬字坂間山1,513	国立・1種	(15,760) 13,333
	小 計		(581,319) 576,009

所得年度	所 在 地	規制区分	取得面積(実測面積) m ²
昭和 51	土佐清水市足摺岬字アロウド585外	国立・1種	(2,409.09) 2,383.13
	土佐清水市足摺岬字アロウド588外	国立・1種	(1,292.31) 1,276.99
	土佐清水市足摺岬字アロウド589外	国立・1種	(3,317.90) 3,276.62
	土佐清水市足摺岬字アロウド593外	国立・1種	(1,809.57) 1,787.44
	土佐清水市足摺岬字アロウド1,373外	国立・1種	(3,632.77) 3,585.59
	土佐清水市大津字横道2,725外	国立・1種	(88,888.32) 87,806.99
	小 計		(101,349.96) 100,116.76
昭和 52	幡多郡大月町才角上脇ノ川山1,773-1	国立・1種	(173,248) 172,414.66

所得年度	所在 地	規制区分	取得面積（実測面積）m ²
昭和 60	幡多郡大月町字白皇山1789-1外	国立・1種	(110,186) 108,571.43
	幡多郡大月町大浦字中著山1775-1	国立・1種	(32,114) 31,428.58
	幡多郡大月町周防形字岩井崎山404-2	国立・1種	(45,945) 45,833.34
	小 計		(188,245) 185,833.35
平成 3	幡多郡大月町赤泊字長崎山722-1外	国立・1種	(230,833)
	幡多郡大月町西泊字スルキ山721-2外		227,272.73
合 計			(2,028,047.96) 2,007,098.50

- 注 1 () は、全取得面積。下段の面積は、交付公債（補助金）対象面積
補助対象外については、高知県自然保護基金にて購入。
- 注 2 交付公債制度による特定民有地等の買上該当地
国立・国定公園の特別保護地区、第1種特別地域。国立・国定公園の第2・第3種
特別地域であっても第1種特別地域相当以上のものとして取り扱われてきたことが明
らかな地域。
 ① 当該地域内の土地所有者が当該地域内で自然公園法の規制により行為を行うこ
とができないため、その土地の利用者に著しく支障をきたしていること。
 ② 当該土地所有者からその土地を県において買い上げるべき旨の申出があるこ
と。

別紙 8

<高知県自然保護基金による土地取得実績表>

所得年度	所在 地	規制区分	取得面積（実測面積）m ²
昭和 47	土佐清水市足摺岬字遠見山1448-1外	国立・特保	113,748
	土佐清水市三崎字北千尋4997-2外	国立・1種 、2種	10,270.78
	小 計		124,018.78
昭和 48	宿毛市沖ノ島町母島字生ヶ島山1706-1外	国立・1種	5,340
	幡多郡大月町古満目字古満目向330	国立・1種	1,635
	土佐清水市足摺岬字乳母懐1283-7	国立・1種	626
	小 計		7,601
昭和 49	土佐清水市爪白字丸田40-1外	国立・2種	521.61
	土佐清水市松尾字女川サキ895-1外	国立・特保	1,833
	土佐清水市松尾字坂間山1513	国立・1種	2,427
	幡多郡大月町柏島字南瀧山688外	国立・1種	1,050
	小 計		5,831.61
昭和 51	土佐清水市三崎字今芝4032-1	国立・2種	3,757.17
	幡多郡大月町柏島字鵬谷436	国立・特保	178
	土佐清水市三崎字エジリ4135-2外	国立・2種	554.11
	土佐清水市三崎字本屋敷4047-7外	国立・2種	3,775.59

所得 年度	所在 地	規制区分	取得面積（実測 面積）m ²
昭和 51	土佐清水市三崎字今芝4044-9	国立・2種	△22.05 道路用地へ
	土佐清水市足摺岬字アロウド585外	国立・1種	151.87
	土佐清水市大津字横道2725外	国立・1種	1,081.33
	小 計		9,476.02
昭和 52	土佐清水市三崎字エジリ4135-1外	国立・2種	2,900.12
	幡多郡大月町才角字脇ノ川山1773-1	国立・1種	833.34
	小 計		3,733.46
昭和 53	土佐清水市三崎字エジリ4136-3	国立・2種	3,704.96
昭和 54	土佐清水市三崎字エジリ4136-1	国立・2種	3,697.35
	土佐清水市爪白字長島480-5	国立・2種	3,145.15
	幡多郡大月町小才角字タレミズ742-1外	国立・2種	15,964.85
	小 計		22,807.35
昭和 56	土佐清水市足摺岬字乳母懐1283-3外	国立・特保 、2種	99,223.465
	土佐清水市足摺岬字旭灘686外	国立・1種 、普通	23,388.37
	小 計		122,611.835

所得 年度	所在 地	規制区分	取得面積（実測 面積）m ²
昭和 58	土佐清水市足摺岬西ノ瀬635-1外 土佐清水市足摺岬仲ノ川631-1 土佐清水市足摺岬下西1393外	国立・普通	7,387.16
昭和 60	幡多郡大月町才角字白皇山1789-3外	国立・1種	1,614.57
	幡多郡大月町大浦字巾着山1755-1	、 国立・1種	685.42
	幡多郡大月町周防形字岩井崎山404-2	国立・1種	111.66
	小 計		2,411.65
平成 3	幡多郡大月町赤泊字長崎山722-1	国立・1種	3,560.27
平成 7	土佐清水市足摺岬字旭灘686	国立・普通	△367.29 土佐清水市へ
	合 計		312,776.805

〈修景緑化樹種一覧〉

別紙 9

〈足摺岬交通規制〉

1 期間
正月、5月連休、盆で特に混雑の予想される期間。

- 2 目的
利用集中時の交通事故・雑踏事故防止及び環境保全を図り円滑な利用を推進する。
- 3 実施方法
 (1) 交通規制区間は、県道足摺岬公園線の白山神社から足摺岬（国民宿舎）までの間とする。
 (2) 車両通行止めとするが、大型バス、通行許可書交付車両は通行可能とする。
 (3) 警察官、整理員の誘導により、市営駐車場、小学校校庭及び園地等に駐車させる。
 (4) 事前広報を徹底し、規制の周知を図る。
 (5) 林間への駐車は全面的に禁止し、植生の保護を図る。
 (6) 関係機関は相互に連絡を密にし、交通対策の実効があがるよう協力する。

1 高木

和名	生長	乾燥	陰陽	性状	鑑賞期	潮害	大気汚染
アカガシ	速	中	陰	常高(20)		中	中
アカマツ	速	乾	陽	常高(40)		弱	弱
アカメガシワ	速	中	陽	常高(10)		—	—
アキニレ	速	湿	半陽	落高(10)		強	中
アベマキ	速	中	陽	常高(15)		中	—
アラカシ	速	中	半陽	常高(15)		強	中
イイギリ	速	中-湿	陽	常高(15)	果(10-11)	—	—
イスノキ	中	乾	半陽	常高(20)	花(4-5)	強	強
イヌマキ	遅	湿	陰	常高(15)		強	中-強
イブキ	遅	乾	陽	常高(15)		強	強
イロハモミジ	速	湿	半陽	落高(10)	葉(10-11)	中	中
ウバメガシ	遅	乾	半陽	常高(10)		強	強
ウラジロノキ	速	乾	陽	落高(15)	葉・果(9-11)	—	—
エノキ	速	中-湿	半陽	常高(20)		中	中
オガタマノキ	遅	中	陰	常高(15)	花(3-4)	中	中
カクレミノ	遅	湿	陰	常高(10)		強	—
カゴノキ	中	中	陰	常高(15)		—	—
カラスザンショウ	—	中	陽	落高(7)		—	—
クサギ	速	中	陽	落高(8)	花(7-9)	—	—
クスノキ	速	中	半陽	常高(25)		中	強
クロガネモチ	遅	湿	陽	常高(10)	果(11-1)	強	—
クロキ	中	中	陰	常高(10)		—	—

和名	生長	乾燥	陰陽	性状	鑑賞期	潮害	大気汚染
クロマツ	速	乾	陽	常高(40)		強	中
コナラ	速	中	陽	落高(20)		中	中
コブシ	—	湿	陽	落高(8)	花(3-4)	—	—
サカキ	速	中	陰	常高(10)		中	中
ザイフリボク	速	乾	半陽	落高(10)	花(4-5)	—	—
シュロ	遅	中	陰	常高(8)		強	中
シラカシ	速	中	半陽	常高(20)		強	中
スダジイ	速	湿	半陽	常高(25)		強	強
センダン	速	中-乾	陽	落高(15)	花(5-6)	中	中
タブノキ	速	中	半陽	常高(20)		強	中
タラヨウ	中	中	陰	常高(10)	果(11-1)	中	中
ナギ	遅	中	陰	常高(15)		強	弱
ナナミノキ	中	湿	半陽	常高(10)	果(11-2)	—	—
ナラガシワ	速	中	陽	落高(16)		—	—
ナリヒラダケ	速	中	陽	常高(8)		—	強
ニワウルシ	速	乾	陽	落高(20)		中	強
ネズミサシ	遅	乾	陽	常高(10)		強	強
ネムノキ	速	中	陽	落高(10)	花(6-7)	強	—
ハゼノキ	速	中	陽	落高(10)	葉(10-11)	—	—
ヒイラギ	遅	乾	陰	常高(8)	花(10-11)	強	強
ヒメユズリハ	遅	中	陰	常高(10)		強	中
ビワ	—	中	陽	常高(10)	花(11-2) 果(6)	—	—
フジキ	速	中	陽	落高(10)	花(6)	—	—

和名	生長	乾燥	陰陽	性状	鑑賞期	潮害	大気汚染
マダケ	速	中	半陽	常高(15)		中	強
マテバシイ	速	中	陽	常高(10)		強	強
ミカン類	—	中	陽	常高	果(10-11)	中	強
ミズキ	速	湿	半陽	落高(15)	花(5-6)	中	強
ムクノキ	速	中	半陽	落高(20)		強	強
モウソウチク	速	中	半陽	常高(15)		中	強
モチノキ	遅	中	陰	常高(10)	果(11-12)	強	強
モッコク	遅	湿	陰	常高(10)	果(10-11)	中	中
ヤブツバキ	遅	湿	陰	常高(10)	花(2-4)	強	中
ヤブニッケイ	中	中	陰	常高(15)		弱	—
ヤマザクラ	速	中	陽	落高(20)	花(3-4)	—	弱
ヤマモモ	遅	乾	半陽	常高(20)		強	中
リョウブ	中	中-乾	陽	落高(10)	花(7-8)	—	—
リンボク	中	中	陰	常高(10)		—	—

2 低木

和名	生長	乾燥	陰陽	性状	鑑賞期	潮害	大気汚染
アジサイ類	一	湿	半陽	落低(2)	花(6-7)	—	—
アオキ	速	湿	陰	常低(3)	果(11-3)	強	強
イヌツゲ	遅	中	半陽	常低(3)		強	強
イボタノキ	速	中	半陽	常低(2)		—	—
ウツギ	一	中	半陽	落低(2)	花(5-6)	—	—
ウメモドキ	中	中	陽	落低(3)	果(10-1)	中	中
エニシダ	速	乾	陽	落低(1.5)	花(5-6)	—	強
オカメザサ	一	中	陰	常低(1)		—	強
カナメモチ	速	中	半陽	常低(3)	果(10-11)葉(5)	弱	中
クチナシ	速	中	半陽	常低(2)	花(6-7)	中	中
コバノミツバツツジ	一	中	陽	落低(3)	花(4-5)	—	—
コマユミ	中	中	半陽	落低(2)	果(10-12)	中	弱
ゴマギ	中	湿	半陽	落低(3)	花(5)(9-10)	—	—
サザンカ	遅	中	陰	常低(3)	花(10-3)	中	弱
サツキ	速	中	陰	常低(2)	花(5-6)	弱	強
サンショウ	速	中	半陽	落低(3)		—	—
シキミ	遅	湿	陰	常低(3)	花(3-4)	—	—
シモツケ	速	乾	半陽	落低(1)	花(5-7)	中	弱
シャシャンボ	遅	乾	陰	常低(3)		—	—
シャリンバイ	中	中	陽	常低(2)	花(4-5)	中	中
シロヤマブキ	速	中	半陽	落低(2)	花(4-5)	—	中
ジンチョウゲ	遅	中	陰	常低(2)	花(3-4)	中	中

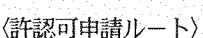
和名	生長	乾燥	陰陽	性状	鑑賞期	潮害	大気汚染
センリョウ	遅	湿	陰	常低(0.5)	果(11-2)	弱	弱
タイミンタチバナ	遅	中	半陽	常低(3)		—	—
チャノキ	遅	中	陰	常低(1.5)	花(10-11)	弱	中
ツゲ	遅	中	陰	常低(3)		強	中
テリハノイバラ	速	乾-湿	陽	落低(0.5)	花(5-7)	強	—
トベラ	速	乾-湿	陽	常低(3)	花(5-6)	強	強
ナワシログミ	速	中	陰	常低(2)	果(5-6)	強	強
ナンテン	遅	中	半陽	常低(2)	花(7)果(10-2)	強	中
ニワトコ	速	中	半陽	落低(3)		—	—
ネジキ	遅	乾	陽	落低(3)	花(6-7)	—	—
ネズミモチ	速	乾-湿	陰	常低(3)		強	強
ノイバラ	速	中-乾	陽	落低(2)	花(5-6)	—	—
ハイビャクシン	遅	乾	陽	常高(0.5)		強	強
ハコネウツギ	速	乾-湿	陽	落低(3)	花(5-6)	—	—
ハマボウ	一	乾	陽	落低(2)	花(7-8)	強	—
バイカウツギ	速	中	陽	落低(2)	花(5-6)	—	—
ヒイラギナンテン	遅	中	半陽	常低(1.5)	花(3-4)	中	強
ヒサカキ	遅	乾	陰	常低(3)		強	強
マサキ	速	乾-湿	陰	常低(3)	果(11-12)	強	強
マユミ	中	湿	半陽	落低(3)	果(10-12)	—	—
マンリョウ	遅	中	半陽	常低(0.5)	果(11-4)	—	—
ミヤコザサ	速	中	陰	常低(0.5)		—	弱
ムクゲ	速	湿	陽	落低(3)	花(8-10)	中	強

和名	生長	乾燥	陰陽	性状	鑑賞期	潮害	大気汚染
ムラサキシキブ	速	中	半陽	落低(1. 5)	果(10-11)	—	—
モクレン	速	中	陽	落低(3)	花(4)	弱	中
モチツツジ	中	中	半陽	常低(3)	花(5)	中	強
ヤツデ	中	湿	陰	常低(3)		中	強
ヤブコウジ	遅	中	陰	常低(0. 2)	果(11-2)	—	—
ヤマツツジ	中	中	半陽	落低(3)	花(4-5)	—	—
ヤマハギ	速	中	陽	落低(1. 5)	花(7-9)	弱	中
ヤマブキ	速	湿	半陽	落低(1. 5)	花(4-5)	弱	中
リュウキュウツツジ	中	中	陽	常低(2)	花(5)	中	強

3 ツル植物

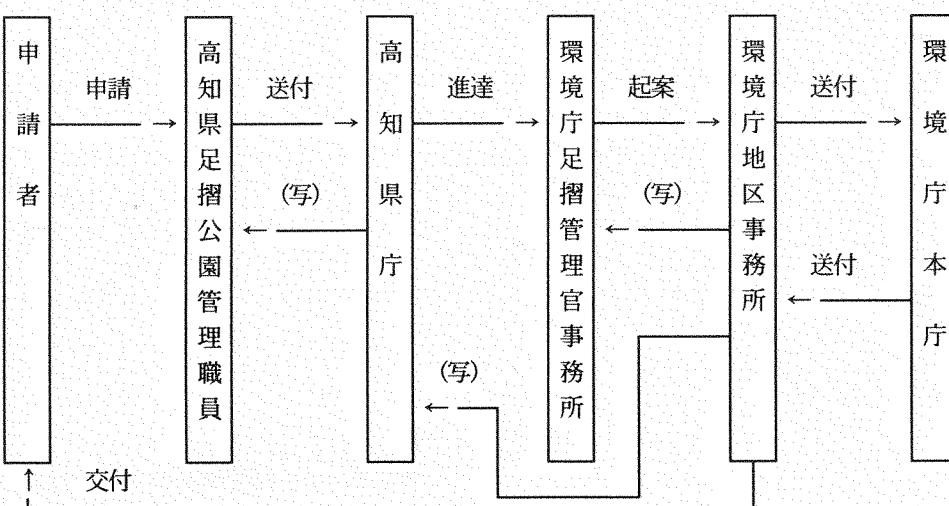
和名	生長	乾燥	陰陽	性状	鑑賞期	潮害	大気汚染
アケビ	—	中	陽	落	果(10-11)	—	—
キヅタ類	—	中	陽	落		—	—
ツルアジサイ	—	中	陽	落	花(6-7)	—	—
フジ	—	中	陽	落	花(4-6)	—	—
マタタビ	—	中	陽	落	果(10-11)	—	—
ミツバアケビ	—	中	陽	落	果(10-11)	—	—
ヤマブドウ	—	中	陽	落	果(8-10)	—	—

(1) 管理計画検討会名簿



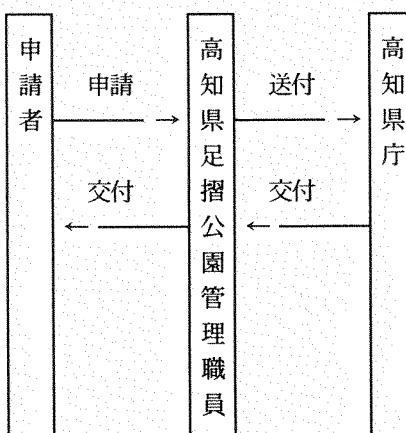
1 環境庁長官権限（所長專決は環境庁山陽四国地区国立公園・野生生物事務所まで）

○申請部数：本庁決裁：5部 所長專決：4部



2 知事権限

○申請部数：2部



学識経験者	黒潮福祉看護専門学校 校長 澤良木 庄一（生態学）・・・座長
	高知女子大学 非常勤講師 國澤 鎮雄（生物学）
	高知大学 教授 山中 三男（生態学）・・・平成7年度
行政機関	高知県文化環境部長
	宿毛営林署長
	宿毛市長
	土佐清水市長
	大月町長
オブザーバー	高知県土佐清水土木事務所長
	高知県宿毛土木事務所長
	高知県中村林業事務所長
事務局	環境庁 山陽四国地区国立公園・野生生物事務所
	環境庁 足摺宇和海国立公園管理官事務所

(2) 作成経緯及び検討経緯

年月日	内容
平成8年 1月19日	検討会（管理計画の説明、国立公園制度の説明）
平成8年 3月18日 ～ 3月19日	1 現地調査（3／18～19） 学識経験者、高知県（自然保護課）、事務局 2 検討会（3／19） 管理課題の整理、現行管理計画の課題・改訂方針の提示
平成8年11月27日	検討会（管理計画書（案）の提出）
平成9年 2月18日	中央連絡会議
平成9年 3月 5日	検討会（管理計画書（案）の取りまとめ）